

高田浄水場再整備事業

提出書類作成要領及び様式集

令和3年6月

小田原市上下水道局

1 応募資格審査に関する提出書類

応募資格審査に関する提出書類は、次表の書類をA4判縦長左綴じとし、ファイルの表紙には応募者名（応募グループ名）及び事業名を表記のうえ、正本1部・副本1部及び正本の電子ファイルデータ（PDF）を格納したCD-R（又はDVD-R）1枚を提出すること。

1) 応募資格審査に関する提出書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ－１
	・参加表明書	様式Ⅰ－２
	・応募者の構成企業一覧表	様式Ⅰ－３
	・委任状	様式Ⅰ－４
	・資格審査申請書	様式Ⅰ－５
	・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	－
	・営業経歴書（代表企業、構成企業）	－
	・企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近３期分）※ ¹	－
	・企業単体の減価償却明細書（直近３期分）	－
	・企業単体の利益処分計算書（直近３期分）	－
	・諸引当金等が記載された資料（直近３期分）	－
	・代替信用補完措置（必要な場合のみ）	－
	・設計企業において、建設コンサルタント（「上水道及び工業用水道」）の登録を証明する書類の写し	－
	・設計企業において、一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し	－
	・設計業務の実施を担う者が受託した、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式）の詳細設計の完了実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し	－
	・土木建築企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事（元請）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－
	・機械設備企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－
	・電気設備企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の電気設備工事の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－
	・維持管理企業において、国内における浄水場（公称能力5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	－
	・工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	－
	・工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書」の写し	－
・官公需適格組合であることを証する書類※ ²	－	
・官公需適格組合の組合員名簿※ ²	－	
・市内に本社または本店を有することを証明できる書類	－	
・プロポーザル応募辞退届	様式Ⅱ－１	

※¹ 勘定科目内訳明細書のうち預貯金・借入金・売上の内訳、法人税確定申告書、消費税確定申告書を含む。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

※² 官公需適格組合が参加する場合は提出すること。

2 提案書類に関する提出書類

1) 提案書類の提出要領

提案書類に記載すべき事項は、「募集要項」、「要求水準書」を参考とし、『2. 3) 提案書類の作成要領』に従い作成すること。

2) 提案書類の提出

提案書類提出時に必要な書類は以下のとおりである。

提出書類	様式	部数	
提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－1		
提案書類提出書	様式Ⅲ－2	正本	1部
委任状	様式Ⅲ－3	副本	1部
見積書	様式Ⅲ－4	電子データ	1部
技術提案概要書	様式Ⅳ－1		
技術提案書	様式Ⅴ－1 ～Ⅴ－4	正本	1部
技術提案書添付資料	様式Ⅵ－1、2 各様式の添付資料 計画施設図面集	副本	10部
		電子データ	1部

3) 提案書類の作成要領

- ア) 提案書類は、各様式の備考に記載している内容により作成すること。制限枚数を超過して記述した提案については、超過部分以降を評価対象から除外する。
- イ) 提案書類に記述する文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。
- ウ) 図及び表は様式枠内に記載すること。
- エ) A4判の用紙は、縦に使用し、横書きで記載すること。
- オ) A3判の用紙は、A4サイズに折り畳んで綴じ込むこと。
- カ) 表紙及びA3判の用紙を除き、両面印刷を基本とすること。
- キ) 綴じ方は、A4ファイル左側綴じとすること。
- ク) 計画施設図面集はA3ファイル左側綴じとすること。
- ケ) 全てのページに通し（枝番可）のページ番号をつけ、表紙の次に目次を添付すること。
- コ) 正本、副本の側面に評価項目毎にインデックスシールを貼り付け、推進委員の審査が容易となるように配慮すること。
- サ) 副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難しい書類については名称・マーク等の記載を削除又は

黒塗りとすること。

- シ) 電子データはウイルスチェックを行ったうえで、CD-R 又は DVD-R に格納して提出するものとし、原本データ (WORD、EXCEL) 及び提案書類一式の電子ファイルデータ (PDF) を保存すること。

4) 提案内容審査に関する提出書類

	提出書類	様式
提案 内容 審査 に 関 す る 提 出 書 類	■様式Ⅲ 提案書類提出関係様式	
	・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－1
	・提案書類提出書	様式Ⅲ－2
	・委任状	様式Ⅲ－3
	・見積書	様式Ⅲ－4
	設計建設費用計画A	様式Ⅲ－4－①
	設計建設費用計画B	様式Ⅲ－4－②
	運転維持管理費用計画A－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－4－③
	運転維持管理費用計画B－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－4－④
	運転維持管理費用計画C－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－4－⑤
	運転維持管理費用計画D－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－4－⑥
	運転維持管理費用計画E－既設の高田浄水場－	様式Ⅲ－4－⑦
	運転維持管理費用計画F－既設の高田浄水場－	様式Ⅲ－4－⑧
	運転維持管理費用計画G－場外施設－	様式Ⅲ－4－⑨
	運転維持管理費用計画H－場外施設－	様式Ⅲ－4－⑩
	運転維持管理費用計画I－SPC一般管理費用見積－	様式Ⅲ－4－⑪
	■様式Ⅳ 技術提案概要書	
	・技術提案概要書 表紙（正本）	様式Ⅳ－表紙
	・技術提案概要書 表紙（副本）	様式Ⅳ－表紙
	・技術提案概要書	様式Ⅳ－1
	■様式Ⅴ 技術提案書	
	・技術提案書 表紙（正本）	様式Ⅴ－表紙
	・技術提案書 表紙（副本）	様式Ⅴ－表紙
	■様式Ⅴ－1 技術提案書（事業全体に関する事項）	
	・基本方針に関する提案	様式Ⅴ－1－1
	・事業の実施体制	様式Ⅴ－1－2－①
	・構成企業の役割分担	様式Ⅴ－1－2－②
	・設計建設業務の工程計画	様式Ⅴ－1－2－③
	・事業実施の確実性の維持計画	様式Ⅴ－1－2－④
・長期収支計画A	様式Ⅴ－1－2－⑤	
・長期収支計画B	様式Ⅴ－1－2－⑥	

	提出書類	様式	
（き）	・ S P C の設立計画	様式 V - 1 - 2 - ⑦	
	・ リスク対応計画	様式 V - 1 - 2 - ⑧	
	・ 履行保証に関する考え方	様式 V - 1 - 2 - ⑨	
	・ 関係法令リスト	様式 V - 1 - 2 - ⑩	
	・ 業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－	様式 V - 1 - 3 - ①	
	・ 業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－	様式 V - 1 - 3 - ②	
	・ 業務実施体制に関する提案－運転維持管理業務の体制－	様式 V - 1 - 3 - ③	
	・ セルフモニタリングに関する提案	様式 V - 1 - 4	
	・ 環境配慮に関する提案	様式 V - 1 - 5	
	・ 本市水道事業に資する提案－未利用地の活用に関する提案－	様式 V - 1 - 6 - ①	
	・ 本市水道事業に資する提案－水需要の増加への対応に関する提案－	様式 V - 1 - 6 - ②	
	・ 本市水道事業に資する提案－事業者によるその他提案－	様式 V - 1 - 6 - ③	
	■様式 V - 2 技術提案書（設計建設業務に関する事項）		
	・ 浄水・排水処理に関する提案	様式 V - 2 - 1	
	・ 調査業務に関する提案	様式 V - 2 - 2	
	・ 土木・建築施設に関する提案	様式 V - 2 - 3	
	主要土木施設リスト	様式 V - 2 - 3 - ①	
	主要建築物リスト	様式 V - 2 - 3 - ②	
	主要場内配管リスト	様式 V - 2 - 3 - ③	
	主要場内整備施設リスト	様式 V - 2 - 3 - ④	
	主要撤去施設リスト	様式 V - 2 - 3 - ⑤	
	・ 機械設備に関する提案	様式 V - 2 - 4	
	主要機械設備リスト	様式 V - 2 - 4 - ①	
	・ 電気計装設備に関する提案	様式 V - 2 - 5	
	主要電気計装設備リスト	様式 V - 2 - 5 - ①	
	・ 建設工事に関する提案	様式 V - 2 - 6	
	■様式 V - 3 技術提案書（運転維持管理業務に関する事項）		
	・ 運転管理業務に関する提案	様式 V - 3 - 1	
	・ 保守点検業務に関する提案	様式 V - 3 - 2	
	点検リスト（土木施設）	様式 V - 3 - 2 - ①	
	点検リスト（建築物）	様式 V - 3 - 2 - ②	
	点検リスト（機械設備）	様式 V - 3 - 2 - ③	
	点検リスト（電気計装設備）	様式 V - 3 - 2 - ④	
・ 水質管理業務に関する提案	様式 V - 3 - 3		

	提出書類	様式	
(※)	・修繕業務に関する提案	様式V-3-4	
	修繕リスト（土木施設）	様式V-3-4-①	
	修繕リスト（建築物）	様式V-3-4-②	
	修繕リスト（機械設備）	様式V-3-4-③	
	修繕リスト（電気計装設備）	様式V-3-4-④	
	・膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案	様式V-3-5	
	・各種調達管理業務に関する提案	様式V-3-6	
	・発生土管理及び処分業務に関する提案	様式V-3-7	
	・災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	様式V-3-8	
	・その他業務に関する提案	様式V-3-9	
	・アセットマネジメントに関する提案	様式V-3-10	
	・各種計画及びマニュアル等の整備運用に関する提案	様式V-3-11	
	・事業終了時の引継ぎ	様式V-3-12	
	■様式V-4 技術提案書（地域への貢献に関する事項）		
	・地域経済への貢献に関する提案	様式V-4-1	
	・地域活動・地域社会への貢献に関する提案	様式V-4-2	
	■様式VI 技術提案書添付資料		
	・技術提案書添付資料 表紙（正本）	様式VI-表紙	
	・技術提案書添付資料 表紙（副本）	様式VI-表紙	
	・添付資料一覧表	様式VI-1	
	・要求水準適合チェックリスト	様式VI-2	
	・各様式に対する添付資料	—	
	・計画施設図面集	—	

応募資格審査書類一覧表

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
【様式 I 応募資格審査に関する提出書類】				
・ 応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1	2部		
・ 参加表明書	様式 I - 2	2部		
・ 応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3	2部		
・ 委任状	様式 I - 4	2部		
・ 資格審査申請書	様式 I - 5	2部		
【添付資料】				
・ 会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	—	2部		
・ 営業経歴書（代表企業、構成企業）	—	2部		
・ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分） ※1	—	2部		
・ 企業単体の減価償却明細書（直近3期分）	—	2部		
・ 企業単体の利益処分計算書（直近3期分）	—	2部		
・ 諸引当金等が記載された資料（直近3期分）	—	2部		
・ 代替信用補完措置（必要な場合のみ）	—	2部		
・ 設計企業において、建設コンサルタント（「上水道及び工業用水道」）の登録を証明する書類の写し	—	2部		
・ 設計企業において、一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し	—	2部		
・ 設計業務の実施を担う者が受託した、国内における浄水場（公称能力 5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式）の詳細設計の完了実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 土木建築企業において、国内における浄水場（公称能力 5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事（元請）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 機械設備企業において、国内における浄水場（公称能力 5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式）の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 電気設備企業において、国内における浄水場（公称能力 5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の電気設備工事の完成実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・ 維持管理企業において、国内における浄水場（公称能力 5,000m ³ /日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で 24 時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
・工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	—	2部		
・工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書」の写し	—	2部		
・官公需適格組合であることを証する書類※2	—	2部		
・官公需適格組合の組合員名簿※2	—	2部		
・市内に本社または本店を有することを証明できる書類	—	2部		

※1 勘定科目内訳明細書のうち預貯金・借入金・売上の内訳、法人税確定申告書、消費税確定申告書を含む。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

※2 官公需適格組合が参加する場合は書類を提出すること。

注) 提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。

参加表明書

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

応募グループ名

〔代表企業〕

商号又は名称

住所又は所在地

代 表 者 名

印

令和3年6月11日付で公表されました「高田浄水場再整備事業」に係る公募型プロポーザルに参加することを表明します。

なお、高田浄水場再整備事業の募集要項において、応募要件を全て満たしていることを誓約します。

応募者の構成企業一覧表

1 【代表企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

2 【構成企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

3 【構成企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

4 【構成企業】 業種名： _____

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

※記入欄は適宜追加すること。

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

委 任 状

構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印

私は、下記の企業を応募グループの代表企業とし、「高田浄水場再整備事業」に関し、次の権限を委任します。

受任者 代表企業	商号又は名称 住所又は所在地 代 表 者 名 印
委任事項	1. 参加表明に関する件 2. 応募資格審査申請に関する件 3. 応募辞退に関する件
事業名称	高田浄水場再整備事業

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

資格審査申請書

高田浄水場再整備事業に係る募集要項に基づき、応募資格審査に必要な書類を添付し、提出します。

なお、募集要項に定められたプロポーザル応募資格要件を全て満たしていること、並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	印

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

プロポーザル応募辞退届

令和3年6月11日付で公表されました「高田浄水場再整備事業」に係る公募型プロポーザルの応募を辞退します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

提案書類提出一覧表

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
【様式Ⅲ 提案書類提出関係様式】				
・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－１	２部		
・提案書類提出書	様式Ⅲ－２	２部		
・委任状	様式Ⅲ－３	２部		
・見積書	様式Ⅲ－４	２部		
設計建設費用計画A	様式Ⅲ－４－①	２部		
設計建設費用計画B	様式Ⅲ－４－②	２部		
運転維持管理費用計画A－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－４－③	２部		
運転維持管理費用計画B－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－４－④	２部		
運転維持管理費用計画C－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－４－⑤	２部		
運転維持管理費用計画D－再整備後の高田浄水場－	様式Ⅲ－４－⑥	２部		
運転維持管理費用計画E－既設の高田浄水場－	様式Ⅲ－４－⑦	２部		
運転維持管理費用計画F－既設の高田浄水場－	様式Ⅲ－４－⑧	２部		
運転維持管理費用計画G－場外施設－	様式Ⅲ－４－⑨	２部		
運転維持管理費用計画H－場外施設－	様式Ⅲ－４－⑩	２部		
運転維持管理費用計画I－SPC一般管理費用見積－	様式Ⅲ－４－⑪	２部		
【様式Ⅳ 技術提案概要書】				
・技術提案概要書 表紙（正本）	様式Ⅳ－表紙	１部		
・技術提案概要書 表紙（副本）	様式Ⅳ－表紙	１０部		
・技術提案概要書	様式Ⅳ－１	１１部		
【様式Ⅴ 技術提案書】				
・技術提案書 表紙（正本）	様式Ⅴ－表紙	１部		
・技術提案書 表紙（副本）	様式Ⅴ－表紙	１０部		
【様式Ⅴ－１ 技術提案書（事業全体に関する事項）】				
・基本方針に関する提案	様式Ⅴ－１－１	１１部		
・事業の実施体制	様式Ⅴ－１－２－①	１１部		
・構成企業の役割分担	様式Ⅴ－１－２－②	１１部		
・設計建設業務の工程計画	様式Ⅴ－１－２－③	１１部		
・事業実施の確実性の維持計画	様式Ⅴ－１－２－④	１１部		
・長期収支計画A	様式Ⅴ－１－２－⑤	１１部		
・長期収支計画B	様式Ⅴ－１－２－⑥	１１部		
・SPCの設設計画	様式Ⅴ－１－２－⑦	１１部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
・リスク対応計画	様式V-1-2-⑧	11部		
・履行保証に関する考え方	様式V-1-2-⑨	11部		
・関係法令リスト	様式V-1-2-⑩	11部		
・業務実施体制に関する提案-調査設計業務の体制-	様式V-1-3-①	11部		
・業務実施体制に関する提案-建設工事業務の体制-	様式V-1-3-②	11部		
・業務実施体制に関する提案-運転維持管理業務の体制-	様式V-1-3-③	11部		
・セルフモニタリングに関する提案	様式V-1-4	11部		
・環境配慮に関する提案	様式V-1-5	11部		
・本市水道事業に資する提案-未利用地活用に関する提案-	様式V-1-6-①	11部		
・本市水道事業に資する提案-水需要の増加への対応に関する提案-	様式V-1-6-②	11部		
・本市水道事業に資する提案-事業者によるその他提案-	様式V-1-6-③	11部		
様式V-2 技術提案書（設計建設業務に関する事項）				
・浄水・排水処理に関する提案	様式V-2-1	11部		
・調査業務に関する提案	様式V-2-2	11部		
・土木・建築施設に関する提案	様式V-2-3	11部		
主要土木施設リスト	様式V-2-3-①	11部		
主要建築物リスト	様式V-2-3-②	11部		
主要場内配管リスト	様式V-2-3-③	11部		
主要場内整備施設リスト	様式V-2-3-④	11部		
主要撤去施設リスト	様式V-2-3-⑤	11部		
・機械設備に関する提案	様式V-2-4	11部		
主要機械設備リスト	様式V-2-4-①	11部		
・電気計装設備に関する提案	様式V-2-5	11部		
主要電気計装設備リスト	様式V-2-5-①	11部		
・建設工事に関する提案	様式V-2-6	11部		
様式V-3 技術提案書（運転維持管理業務に関する事項）				
・運転管理業務に関する提案	様式V-3-1	11部		
・保守点検業務に関する提案	様式V-3-2	11部		
点検リスト（土木施設）	様式V-3-2-①	11部		
点検リスト（建築物）	様式V-3-2-②	11部		
点検リスト（機械設備）	様式V-3-2-③	11部		
点検リスト（電気計装設備）	様式V-3-2-④	11部		
・水質管理業務に関する提案	様式V-3-3	11部		
・修繕業務に関する提案	様式V-3-4	11部		
修繕リスト（土木施設）	様式V-3-4-①	11部		
修繕リスト（建築物）	様式V-3-4-②	11部		
修繕リスト（機械設備）	様式V-3-4-③	11部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
修繕リスト（電気計装設備）	様式V-3-4-④	11部		
・膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案	様式V-3-5	11部		
・各種調達管理業務に関する提案	様式V-3-6	11部		
・発生土管理及び処分業務に関する提案	様式V-3-7	11部		
・災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案	様式V-3-8	11部		
・その他業務に関する提案	様式V-3-9	11部		
・アセットマネジメントに関する提案	様式V-3-10	11部		
・各種計画及びマニュアル等の整備運用に関する提案	様式V-3-11	11部		
・事業終了時の引継ぎ	様式V-3-12	11部		
様式V-4 技術提案書（地域への貢献に関する事項）				
・地域経済への貢献に関する提案	様式V-4-1	11部		
・地域活動・地域社会への貢献に関する提案	様式V-4-2	11部		
様式VI 技術提案書添付資料				
・技術提案書添付資料 表紙（正本）	様式VI-表紙	1部		
・技術提案書添付資料 表紙（副本）	様式VI-表紙	10部		
・添付資料一覧表	様式VI-1	11部		
・要求水準適合チェックリスト	様式VI-2	11部		
・各様式に対する添付資料	—	11部		
・計画施設図面集	—	11部		

(注意事項)

- ・提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。
- ・提案書（様式IV～VI）については、提出部数11部のうち、1部は正本とし、残り10部を副本とする。また、副本10部は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難い書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りとすること（表紙は、別途、本市が指定する名称を記載すること）。
- ・電子データはウイルスチェックを行ったうえで、CD-R又はDVD-Rに格納して提出するものとし、原本データ（WORD、EXCEL）及び提案書類一式の電子ファイルデータ（PDF）を保存すること。

令和 年 月 日

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

提案書類提出書

令和3年6月11日付で公表されました「高田浄水場再整備事業」に係るプロポーザルの提案書類を添付して提出します。

募集要項等に定められた提出書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代 表 者 名	印

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

委 任 状

私は 印 を代理人と定め、下記の件に関するプロポーザルの一切の権
限を委任します。

事業名称：高田浄水場再整備事業

〔委任者〕
商号又は名称
住所又は所在地
代 表 者 名

印

見 積 書

事業名称 高田浄水場再整備事業

合計

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内訳

設計費

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

建設工事費

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

運転維持管理費

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり、募集要項等を承諾の上、見積書（税抜き）を提出します。

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

代表企業

商号又は名称

住所又は所在地

代表者名

印

備考 金額は、算用数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。

設計建設費用計画A

1. 費用見積り

設計建設業務に係る費用見積りを記載すること。

(単位：円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	...	令和11年度	計
調査・設計費						
調査業務費						
設計業務費						
その他(注2)						
小計						
直接工事費【新設整備・既設改修・撤去工事について、工種内訳(土木・建築・機械・電気)を明示すること】						
着水井						
浄水施設						
排水処理施設						
浄水池						
薬品注入設備						
送水ポンプ設備						
電気計装設備						
場内配管						
管理棟						
膜ろ過棟						
送水ポンプ棟						
応急給水施設						
場内整備(外構、給排水施設)						
既設改修						
撤去工事						
その他(注2)						
小計						
間接工事費						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
小計						
工事費 計						
合計	消費税・地方消費税抜き					
	消費税・地方消費税相当額					
	消費地方消費税税込み					

(注1) 各項目の例示を踏まえて積算し、その根拠を積算根拠(様式Ⅲ-4-②)に記入すること。

(注2) その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(注3) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。

(注4) Microsoft Office Excelのファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A4判又はA3判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

設計建設費用計画B

2. 積算根拠

様式Ⅲ－４－①に記載した金額の積算根拠（設備、施設の諸元、数量、単価等が分かる内訳明細書）を添付資料に添付すること。

内訳明細の内容について、特に説明が必要と考えられる項目については、次の様式を用いて記述すること。

項 目	積算根拠
調査・設計費	
調査業務費	
設計業務費	
その他（注2）	
直接工事費、既設改修費、撤去工事費	
着水井	
浄水施設	
排水処理施設	
浄水池	
薬品注入設備	
送水ポンプ設備	
電気計装設備	
場内配管	
管理棟	
膜ろ過棟	
送水ポンプ棟	
応急給水施設	
場内整備（外構、給排水施設）	
既設改修	
撤去工事	
その他（注2）	

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画 A－再整備後の高田浄水場－

<修繕費を除く運転維持管理費>

1. 費用見積り及び積算根拠

運転維持管理業務に係る費用見積りを記載すること。

[高田浄水場運転維持管理費用見積 (令和 10 年 4 月～令和 30 年 3 月)]

(単位：円)

項目	年度	1 年目	…	20 年目	合計	備考
		令和 10 年度	…	令和 29 年度		
		年額 (円)			総額 (円)	
運転管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
保守点検業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
水質管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
膜交換及び膜薬品洗 浄業務	人件費					
	諸経費					
	薬品費					
	その他					
薬品調達管理業務	人件費					
	諸経費					
	薬品費					
	その他					
電力調達管理業務	人件費					
	動力費					
	諸経費					
	その他					
薬品調達管理業務	人件費					
	諸経費					
	薬品費					
	その他					
電力調達管理業務	人件費					
	動力費					
	諸経費					
	その他					
薬品調達管理業務	人件費					
	諸経費					
	薬品費					
	その他					
電力調達管理業務	人件費					
	動力費					
	諸経費					
	その他					

(注 1) 運転維持管理期間は、膜ろ過方式の切替完了時期に応じて、様式変更すること。

(注 2) 4 月～翌年 3 月の 1 年間の費用を記入すること。

(注 3) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。

(注 4) Microsoft Office Excel のファイル形式で提出すること。

運転維持管理費用計画A－再整備後の高田浄水場－

(前項からの続き)						
[高田浄水場運転維持管理費用見積 (令和10年4月～令和30年3月)] (単位:円)						
項目	年度	1年目	...	20年目	合計	備考
		令和10年度	...	令和29年度		
	年額 (円)				総額 (円)	
熱水燃料等の調達管理業務	人件費					
	熱水費					
	燃料費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
発生土管理及び処分業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
見学者対応業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
植栽管理及び清掃業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
池等清掃業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
保安業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
災害、事故及び緊急時対応業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
事業終了時の引継業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
その他の費用						
合計						

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし

- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画B ー再整備後の高田浄水場ー

2. 積算根拠

運転維持管理費の各業務の積算根拠を記載すること。

項 目	積算根拠
運転管理業務	
保守点検業務	
・・・	
事業終了時の引継ぎ業務	

(注1) 提案内容により、各業務における費用の積上げに必要な費目ごとに、積算根拠を記入すること。

(注2) 運転維持管理費用計画A(様式Ⅲ－４－③)と整合性が取れる形で記入すること。

(注3) 薬品調達管理業務、電力調達管理業務、熱水燃料等の調達管理業務、発生土管理及び処分業務は、計画平均浄水量1m³当たりの単価を提示すること。

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画C－再整備後の高田浄水場－

<修繕費>

1. 費用見積り

修繕費の費用見積りを記載すること。

[高田浄水場運転維持管理費用見積 (令和10年4月～令和30年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	20年目	合計	備考
		令和10年度	...	令和29年度		
		年額(円)			総額(円)	
浄水施設						
	小計					
薬注施設						
	小計					
送水施設						
	小計					
膜ろ過棟・管理棟						
	小計					
電気計装設備						
	小計					
監視制御設備						
	小計					

備考

- 1 A4判又はA3判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画C－再整備後の高田浄水場－

(前項からの続き)

<修繕費>

1. 費用見積り

修繕費の費用見積りを記載すること。

[高田浄水場運転維持管理費用見積 (令和10年4月～令和30年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	20年目	合計	備考
		令和10年度	...	令和29年度		
		年額(円)				
排水処理施設						
	小計					
場内配管						
	小計					
その他必要な附帯設備						
	小計					
その他(注3)						
	小計					
合計						

(注1) 運転維持管理期間は、膜ろ過方式の切替完了時期に応じて、様式変更すること。

(注2) 4月～翌年3月の1年間の費用を記入すること。

(注3) 可能な範囲で具体的に記入すること。計画外修繕として、場外施設とあわせて上限額の500万円/年(税抜)を毎年度計上すること。

(注4) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。

(注5) Microsoft Office Excelのファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画D ー再整備後の高田浄水場ー

2. 積算根拠

修繕費の積算根拠を記載すること。

項 目	積算根拠
浄水施設	
薬注施設	
送水施設	
膜ろ過棟・管理棟	
電気計装設備	
監視制御設備	
薬注施設	
排水処理施設	
場内配管	
その他必要な附帯設備	
その他（注1）	

（注1）可能な範囲で具体的に記入すること。

（注2）提案内容により、費用の積上げに必要な費目を適宜訂正・追加の上、記入すること。

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画E -既設の高田浄水場-

1. 費用見積り及び積算根拠

運転維持管理業務に係る費用見積りを記載すること。

[既設の高田浄水場運転維持管理費用見積 (令和5年4月～令和10年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	5年目	合計	備考
		令和5年度	...	令和9年度		
	年額 (円)				総額 (円)	
運転管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
保守点検業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
水質管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
消耗品調達管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
発生土管理及び処分業務	人件費					
	熱水費					
	燃料費					
	諸経費					
	その他					
見学者対応業務	小計					
	人件費					
	諸経費					
	その他					

(注1) 運転維持管理期間は、膜ろ過方式の切替完了時期に応じて、様式変更すること。

(注2) 4月～翌年3月の1年間の費用を記入すること。

(注3) 提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。

(注4) Microsoft Office Excel のファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画E－既設の高田浄水場－

(前項からの続き)

1. 費用見積り及び積算根拠

運転維持管理業務に係る費用見積りを記載すること。

[既設の高田浄水場運転維持管理費用見積(令和5年4月～令和10年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	5年目	合計	備考
		令和5年度	...	令和9年度		
		年額(円)			総額(円)	
植栽管理及び清掃業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
池等清掃業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
保安業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
災害、事故及び緊急時対応業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
その他の費用						
合計						

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画 F ー既設の高田浄水場ー

2. 積算根拠

運転維持管理費の積算根拠を記載すること。

項 目	積算根拠
運転管理業務	
保守点検業務	
・・・	
災害、事故及び緊急時 対応業務	

(注1) 提案内容により、各業務における費用の積上げに必要な費目ごとに、積算根拠を記入すること。

(注2) 運転維持管理費用計画 E (様式Ⅲ－４－⑦) と整合性が取れる形で記入すること。

(注3) 発生土管理及び処分業務は、計画平均浄水量 1m³ 当たりの単価を提示すること。

備考

- 1 A 4 判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で 20mm 以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画G 一場外施設一

< 修繕費を除く運転維持管理費 >

1. 費用見積り及び積算根拠

運転維持管理業務に係る費用見積りを記載すること。

[場外施設の運転維持管理費用見積 (令和5年4月～令和30年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	25年目	合計	備考
		令和5年度	...	令和29年度		
		年額 (円)			総額 (円)	
運転管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
保守点検業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
水質管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
消耗品調達管理業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
薬品調達管理業務	人件費					
	諸経費					
	薬品費					
	その他					
	小計					
燃料調達管理業務	人件費					
	光熱水費					
	燃料費					
	諸経費					
	その他					
	小計					

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画G 一場外施設一

(前項からの続き)
 運転維持管理業務に係る費用見積りを記載すること。
 [場外施設の運転維持管理費用見積(令和5年4月～令和30年3月)] (単位:円)

項目	年度	1年目	...	25年目	合計	備考
		令和5年度	...	令和29年度		
		年額(円)			総額(円)	
植栽管理及び清掃業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
保安業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
災害、事故及び緊急時対応業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
事業終了時の引継ぎ業務	人件費					
	諸経費					
	その他					
	小計					
その他の費用						
合計						

(注1) 運転維持管理期間は、膜ろ過方式の切替完了時期に応じて、様式変更すること。
 (注2) 4月～翌年3月の1年間の費用を記入すること。
 (注3) 消耗品調達管理として、上限額(第1期:30万円/年(税抜)、第2期:50万円/年(税抜))を毎年度計上すること。
 (注4) 薬品調達管理業務は、第二水源地における次亜塩素酸ナトリウムの使用量を9.5t/年とし、事業者における単価を乗じて計上すること。
 (注5) 燃料調達管理業務は、場外施設における燃料(軽油)の使用量を600L/年とし、事業者における単価を乗じて計上すること。
 (注6) Microsoft Office Excelのファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A4判又はA3判:枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画H 一場外施設一

2. 積算根拠（詳細）

運転維持管理費の積算根拠を記載すること。

項 目	積算根拠
運転管理業務	
保守点検業務	
・・・	
事業終了時の引継ぎ業務	

(注1) 提案内容により、各業務における費用の積上げに必要な費目ごとに、積算根拠を記入すること。

(注2) 運転維持管理費用計画G（様式Ⅲ－４－⑨）と整合性が取れる形で記入すること。

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転維持管理費用計画Ⅰ－SPC一般管理費用見積－

<SPC 一般管理費（諸経費等）>

1. 費用見積り及び積算根拠

運転維持管理業務に係る費用見積り及びその積算根拠を記載すること。

(単位：円)

項目	年度	令和 4年度	…	令和 29年度	合計	積算根拠
		年額 (円)			総額 (円)	
SPC一般 管理費(諸経 費等)(※1)	SPC 設立 費					登録免許税、印 紙 税 等
	運営管理費					総務業務、財務 経 理業務 等
	保険料					運転維持管理 業務に係る保 険料
	その他 (※2)					
合計						

(※1) SPC 一般管理費（諸経費等）は、SPC の運営に必要な費用を把握するための参考価格とする。

(※2) 可能な限り具体的に記入すること。

(注1) 物価変動を除いた額を記入すること。

(注2) 4月～翌年3月の1年間の費用を記入すること。

(注3) 積算根拠は、可能な限り具体的に記入すること。

(注4) 金額は、千円未満は切捨てで記入すること。

(注5) Microsoft Office Excel のファイル形式で提出すること。

備考

1 A4判又はA3判：枚数制限なし

2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

高田浄水場再整備事業

技術提案概要書

【正本】

応募グループ名

注) グループ名は正本1部のみ記載し、副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

高田浄水場再整備事業

技術提案概要書

【副本】

本市が指定するグループ名

注) 副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

技術提案概要書

高田浄水場再整備事業に伴う技術提案について、施設整備に関する提案及び運転維持管理に関する提案（以下「技術提案」という。）について、次の観点を含めて記述すること。

なお、本様式は応募者の技術提案の骨子や考え方を理解するための資料として用いるため、技術評価の対象とならないことに注意するとともに、簡潔かつ分かりやすく記述すること。

- ・提案コンセプトと、それに対する提案の基本的な考え方・内容
- ・整備施設の提案概要（浄水処理フロー、排水処理フロー、施設計画、全体配置計画、外観計画、工事計画等）
- ・運転維持管理に関する提案概要（実施体制、取り組みのポイント等）
- ・その他、提案におけるアピールポイント

備考

- 1 A3判：4枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

高田浄水場再整備事業

技術提案書

【正本】

応募グループ名

注) グループ名は正本1部のみ記載し、副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

高田浄水場再整備事業

技術提案書

【副本】

本市が指定するグループ名

注) 副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

基本方針に関する提案

高田浄水場再整備事業の基本方針について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 応募者の提案コンセプト
2. 本事業の目的及び特殊性を踏まえた事業実施方針（SDGs への貢献を含む）

【以降の様式における共通事項】

- ・添付資料は「様式IV-表紙」を表紙とし、他の様式とまとめること。
- ・添付資料は提案書枚数に含まない。各様式で求めているもののほか、本市が評価するにあたり、応募者が必要と考える根拠資料（計算書、数値根拠、実績表、カタログなど）等を添付すること。
- ・添付資料のうち図面については、特記の無い限り、計画施設図面集としてまとめて添付すること。
- ・計画施設図面集に添付する図面は、各様式で求めているもののほか、応募者が必要と考える図面を添付すること。
- ・添付資料は、各様式に記載する提案内容を補足するものであり、それ自体は評価の対象とならない。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

事業の実施体制

事業実施体制、スキーム及び本市との連絡調整について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 事業の実施体制

- ・事業全体の実施体制（スキーム図）
- ・各構成企業の役割分担（詳細は「様式V-1-2-②」に記載すること）

2. 設計建設業務の統括責任者による事業遂行全般に関する提案

- ・配置を予定する統括責任者（所属企業、資格、実績等）^{※1}
- ・事業遂行全般にわたるマネジメント
- ・本市との連絡体制及び調整方法

※1 設計建設業務期間に統括責任者の交代を予定している場合は、予定者全員を記載するとともに、予定する従事期間（例：設計期間、工事期間など）を明記すること。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

構成企業の役割分担

応募者の構成企業の役割について、以下に記入すること。

(代表企業の名称 _____) 担当業務 _____
出資： (記入内容 ⇒ 出資額、議決権割合) その他の資金支援： (記入内容 ⇒ 増資の予定等) 応募者内での業務の役割： (記入内容 ⇒ 交渉窓口、SPCの税務・会計・決算事務等の業務内容等)

(土木建築企業の名称 _____) 担当業務 _____
上記と同様に記述すること。

(機械設備企業の名称 _____) 担当業務 _____
上記と同様に記述すること。

(電気設備企業の名称 _____) 担当業務 _____
上記と同様に記述すること。

(設計企業の名称 _____) 担当業務 _____
上記と同様に記述すること。

(維持管理企業の名称 _____) 担当業務 _____
上記と同様に記述すること。

(地元企業の名称 _____) 担当業務 _____
上記と同様に記述すること。

(地元企業の名称 _____) 担当業務 _____
上記と同様に記述すること。

※欄が不足する場合は追加すること。

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

設計建設業務の工程計画

設計建設業務の工程計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 調査設計及び建設工事における工程計画のポイント
2. 工程管理方法に関する提案
3. 早期の耐震化に資する工期短縮（膜ろ過施設稼働まで）の取り組みに関する提案
4. 老朽化した送水ポンプの切替時期に関する提案
5. 設計建設業務の工程表（本様式の次の頁に添付すること）

備考

- 1 A4判：1枚以内（工程表はA3判：2枚以内）
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

事業実施の確実性の維持計画

事業実施の確実性の維持方策について、次の観点から具体的に記述すること。

- 1. 事業の確実性を維持するための考え方
(長期収支計画を「様式V-1-2-⑤、⑥」に記載すること)
- 2. サービスの対価の減額などにより、運転資金が不足した場合の対応方法

次表から想定ケースを選択し(複数可)、想定している金額及び具体的な対応策を記入すること。複数選択した場合は、選択項目別にすべて記入すること。

No.	想定ケース	チェック欄 (該当に○印)
1	株主等による追加出資	
2	株主等の信用力による運転資金枠の設定	
3	配当部分の一部積み立て	
4	予備費を含めた資金調達	
5	その他	

具体的な対応策(例:金額、配当の考え方、積立の方法や期間等)を記入すること。想定ケース1及び2を選択した場合は、具体的な株主名について記述すること。

該当 No.	具体的な対応策

(注) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

- 3. S P C出資者の事業への関与が維持される仕組み
(S P C設立計画を「様式V-1-2-⑦」に記載すること)
- 4. 事業者の責による事業の破綻を回避するための融資者の関与の方法
(例えば、S P Cに社外取締役を設置させる、代替となる第三者の候補を本市に推薦するなど)

備考

- 1 A 4判: 2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

長期収支計画A

現在想定している長期収支計画を記載すること。

(単位：千円)

項目		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	…	令和 29年度	合計
収 支 計 画	収入 計							
	サービスの対価							
	余裕金運用益							
	その他 (※1)							
	支出 計							
	運転維持管理費							
	保険料							
	公租公課							
	支払利息							
	その他 (※1)							
	SPC 一般管理費 (※2)							
	税引前当期損益							
法人税等								
税引後当期損益								
資 金 計 画	資金需要							
	開業費							
	初期投資							
	設備投資							
	借入金返済							
	配当							
	その他 (※1)							
	資金調達							
	税引後当期損益							
	借入金							
	資本金							
	その他 (※1)							
	当期資金過不足							
	資金過不足累計							
	借入残高							
当初借入金								
運転借入金								

(※1) 可能な範囲で具体的に記入すること。

(※2) SPC 一般管理費 (諸経費等) は、様式Ⅲ-4-⑩と整合性が取れる形で記入すること。

(注1) 消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額を記入すること。

(注2) 収支計画における収入のうちの余裕金運用益、その他の積算根拠については、本様式に別紙の形式で添付すること。

(注3) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入すること。

(注4) 収支計画の支出欄には、売上原価を計上すること。

(注5) Microsoft Office Excel のファイル形式で提出すること。

備考

- 1 A3判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

長期収支計画B

長期収支計画の前提について、以下の観点から、具体的に記述すること。

1. 会計処理（収益、費用の計上方法等）について
2. 消費税・地方消費税の課税について
3. 配当の考え方について
4. 収入計画の前提について

(1) 収入の前提

項 目	初年度の金額 (千円)	内訳・積算根拠
サービスの対価		
余裕金運用益		
その他		

(2) 支出の前提（表の修正）

項 目	初年度の金額 (千円)	内訳・積算根拠
運転維持管理費		
保険料		
公租公課		
支払利息		
その他		

- (注1) 消費税及び地方消費税、を除いた額を記入すること。
 (注2) 可能な範囲で具体的に記入すること。
 (注3) 記入欄は、必要に応じ、適宜追加すること。
 (注4) その他の様式と関連のある項目の数値は、整合性の取れる形で記入すること。

5. その他特記すべき事項

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

SPCの設立計画

設立時期（予定）、出資構成、出資予定者、役員構成など、SPCの組織概要について具体的に記述すること。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

リスク対応計画

リスクに対する対応策について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 構成企業内におけるリスク把握及び分担の考え方
2. 想定するリスクの種類及び各リスクについての対応策及び関係法令への対応
3. 保険の付保計画及び各保険の付保内容（保険契約者、被保険者、対象範囲、保険期間、補てん限度額、保険料、免責金額など）

（注1）設計建設段階、運転維持管理段階に分けて記述すること。

（注2）上記2における想定するリスクの種類には、本事業の契約書（案）のリスク分担表に記載のリスクを網羅すること。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

履行保証に関する考え方

契約保証金についての考え方を記載すること。

(1、2、3のうち、該当するものに○を付けること。)

- 1 契約保証金を納付する。
- 2 次により契約保証金の納付に代える。(該当する『・』に○を付けること。)
 - ・ 有価証券等の提出
 - ・ 銀行等の保証
 - ・ 公共工事履行保証証券による保証
 - ・ 履行保証保険契約の締結
- 3 次により契約保証金の免除を受ける。
 - ・ 履行保証保険の付保

(注) 履行保証保険を付保する場合には、保険契約書案及び保険内容に関する資料を添付すること。
なお、これらは制限枚数に含めない。

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

関係法令リスト

法令等に基づく届出、許認可等の手続が必要と想定するものについて、適用を受ける時期ごとに区分して記入すること。

関係法令リスト（調査設計段階）

関係法令	適用時期	届出、許認可項目	備考

関係法令リスト（建設段階）

関係法令	適用時期	届出、許認可項目	備考

関係法令リスト（運転維持管理段階）

関係法令	適用時期	届出、許認可項目	備考

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－

■設計企業が配置を予定する【管理技術者】

設計企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
保有資格	技術士（総合技術監理部門-上水道） ・ 保有なし		
同種業務の実績【設計】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理 ・ 照査 ・ 担当	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理 ・ 照査 ・ 担当	
備 考			
<p>※ 1 設計企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※ 2 保有資格は該当する項目に○を付けること。</p> <p>※ 3 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式の詳細設計の完了実績を指す。</p> <p>※ 4 保有資格及び実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－調査設計業務の体制－

■設計企業が配置を予定する【照査技術者】

設計企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【設計】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理・照査・担当	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理・照査・担当	
備 考			
<p>※1 設計企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式の詳細設計の完了実績を指す。</p> <p>※3 実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案—調査設計業務の体制—

■設計企業が配置を予定する【担当技術者】

設計企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【設計】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理・照査・担当	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	管理・照査・担当	
備 考			
<p>※1 設計企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式の詳細設計の完了実績を指す。</p> <p>※3 実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案—建設工事業務の体制—

■土木建築企業が配置を予定する【土木工事】の監理技術者

土木建築企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【土木】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体 (代表)	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体 (代表)	
備 考			
<p>※1 土木建築企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式の建設工事（元請）の完成実績のうち、土木水槽構造物を含む工事業務を指す。</p> <p>※3 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※4 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（土木工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－

■土木建築企業が配置を予定する【建築工事】の監理技術者

土木建築企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【建築】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体 (代表)	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体 ・ 共同企業体 (代表)	
備 考			
<p>※ 1 土木建築企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※ 2 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式の建設工事（元請）の完成実績のうち、建築物（管理棟又は浄水・排水処理機能に係る建物に限る）を含む工事業務を指す。</p> <p>※ 3 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※ 4 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（建築工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案ー建設工事業務の体制ー

■機械設備企業が配置を予定する監理技術者

機械設備企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【機械設備】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
備 考			
<p>※1 機械設備企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式の機械工事の完成実績を指す。</p> <p>※3 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※4 共同企業体は代表に限らず、構成員としての参加実績も可とする。</p> <p>※5 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は水道施設工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－建設工事業務の体制－

■電気設備企業が配置を予定する監理技術者

電気設備企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
同種業務の実績【電気設備】			
1	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
2	工事名称		工事概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	発注形態	単体・共同企業体	
備 考			
<p>※1 電気設備企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績を指す。</p> <p>※3 発注形態にはどちらかに○を付けること。</p> <p>※4 共同企業体は代表に限らず、構成員としての参加実績も可とする。</p> <p>※5 実績を確認できる書類等、監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

業務実施体制に関する提案－運転維持管理業務の体制－

■維持管理企業が配置を予定する【受託水道業務技術管理者】

維持管理企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
保有資格	水道浄水施設管理技士（1級） ・ 同（2級） ・ 保有なし		
同種業務の実績【運転維持管理】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
備 考			
<p>※1 維持管理企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 保有資格は該当する項目に○を付けること。</p> <p>※3 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績を指す。</p> <p>※4 保有資格及び実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p> <p>※5 現場業務責任者として従事した実績業務については、現場業務の責任者として従事したことを確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p> <p>※6 水道技術管理者（水道法第19条に定めるものをいう。）の資格を証する書類を添付資料として提出する。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの変更は可とする。

業務実施体制に関する提案－運転維持管理業務の体制－

■維持管理企業が配置を予定する【現場業務責任者】

維持管理企業	●●株式会社		
氏名(ふりがな)			
保有資格	水道浄水施設管理技士（1級） ・ 同（2級） ・ 保有なし		
同種業務の実績【運転維持管理】			
1	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
2	業務名称		業務概要
	発注機関		
	契約期間	年 月～ 年 月	
	従事立場	受託水道業務技術管理者 ・ 現場業務責任者	
備 考			
<p>※1 維持管理企業を複数の企業で構成する場合は、JV出資比率が最も高い企業の担当者を記載する。</p> <p>※2 保有資格は該当する項目に○を付けること。</p> <p>※3 同種業務とは、浄水場における公称能力 5,000m³/日以上を表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績を指す。</p> <p>※4 保有資格及び実績を確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p> <p>※5 現場業務責任者として従事した実績業務については、現場業務の責任者として従事したことを確認できる書類等を添付資料として提出すること。</p>			

備考

- 1 A4判：1枚
- 2 様式は指定とするが、実績記入欄のサイズの改変は可とする。

セルフモニタリングに関する提案

セルフモニタリング計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 設計期間中のセルフモニタリング

- ・設計品質の確保及び設計工程の管理
- ・調査設計業務の照査

2. 建設期間中のセルフモニタリング

- ・施工品質及び安全性の確保
- ・工事工程の管理
- ・設計図書どおりに施工されていることを確認するためのセルフモニタリング（建築基準法上の工事監理を含む）

3. 運転維持管理期間中のセルフモニタリング

- ・SPC、構成企業によるセルフモニタリング体制
- ・運転維持管理の品質確保（サービスの質を維持・改善する工夫）
- ・要求水準・技術提案等に対する履行確認

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

環境配慮に関する提案

環境配慮について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 設計建設における環境対策

- ・調査設計及び建設工事における環境負荷削減（CO₂、廃棄物等）のための提案
- ・施設計画における省エネルギー化、再生エネルギー利用や廃棄物の有効利用等に対する提案
- ・上記提案による環境負荷削減による効果（定量的又は定性的）

2. 運転維持管理における環境対策

- ・運転維持管理における環境負荷削減（CO₂等）のための提案
- ・施設運転の工夫によるエネルギー削減に関する提案
- ・上記提案による環境負荷削減による効果（定量的又は定性的）

【添付資料】

- ・環境負荷削減効果の算定根拠

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

本市水道事業に資する提案—未利用地活用に関する提案—

再整備後の高田浄水場内の未利用地について、次に示す観点から記述すること。なお、本提案項目は応募者のノウハウや経験等に基づき、想定され得る未利用地の活用方法について提案を求めるものであり、未利用地の活用に関する整備・運用は本事業に含まれない。

1. 未利用地の活用（用途、必要な整備内容）に関する提案
2. 整備に要する概算金額（参考として提示頂くものであり、当該金額による整備を求めるものではない）
3. 整備により期待される効果

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

本市水道事業に資する提案－水需要の増加への対応に関する提案－

近年の給水量実績及び将来の水需要推計から、本市では今後、水需要が減少していくことを前提に事業者へ施設整備を求めている。

一方、本市では、「2030 ロードマップ」に人口 20 万人規模の都市を目指すことを掲げていることを踏まえ、将来的な水需要の増加の可能性を想定し、次に示す観点から記述すること。

なお、本提案は事業者へ将来の拡張に備えた実際の整備や施設機能の実装を求めるものではなく、あくまで事業者が提案する整備対象施設等の可能性を確認することにとどまるものである。そのため、『様式Ⅲ-4見積書（費用見積り）』に、ここでの提案に関わる要素を反映することを求めるものでもなく、またその必要もない。

1. 計画浄水量の増加に対する対応方策
2. 上記方策を行う場合の課題点

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

本市水道事業に資する提案—事業者によるその他提案—

本市水道事業に資するその他提案について、次に示す観点から記述すること。

1. 他の審査項目で評価の対象とならない提案

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

浄水・排水処理に関する提案

浄水・排水処理計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 浄水処理フロー及び施設整備内容

- 1-1 提案する浄水処理フロー及び整備施設の概要
- 1-2 原水水質に対する適切な処理方式（前処理・後処理・膜ろ過）、施設規模・能力、薬品注入地点、水質監視地点等に関する提案（非常時給水量処理時を含む）
- 1-3 平常時の原水水質及び水量変動への対応に関する提案
- 1-4 非常時（1,000度超の高濁度時）における浄水水質及び水量確保に関する提案
- 1-5 非常時（水質事故、災害、設備事故等）における浄水水質及び水量確保に関する提案
- 1-6 新1号沈でん池の活用方法に関する提案
- 1-7 水位高低計画に関する提案 ※省エネルギーに関する事項は「様式V-1-5」に記載すること

2. 排水処理フロー及び施設整備内容

- 2-1 提案する排水処理フロー及び整備施設の概要
- 2-2 排水処理施設の処理方式、施設規模・能力に関する提案（非常時給水量処理時を含む）
- 2-3 高濁度時における排水処理方法に関する提案（既設脱水機の仕様を踏まえること）
- 2-4 水位高低計画に関する提案 ※省エネルギーに関する事項は「様式V-1-5」に記載すること

【添付資料】

- ・容量計算書
- ・水理計算書
- ・水収支計算書
- ・浄水・排水処理フロー図
- ・水収支フロー図
- ・水位高低図
- ・新1号沈でん池及びその関連施設の改修等計画図

備考

- 1 A4判：6枚以内 又は A3判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

調査業務に関する提案

各種調査計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 地質調査計画

- ・地質調査の予定位置及び選定理由
- ・地質調査で行う予定試験項目（目的・内容・数量）

2. 測量調査計画

- ・測量調査の予定位置及び選定理由
- ・測量調査で行う予定項目（目的・内容・数量）

3. 埋設物調査計画

- ・埋設物調査（試掘含む）の予定位置及び選定理由
- ・埋設物調査で行う予定項目（目的・内容・数量）

4. その他必要な調査計画

- ・アスベスト調査の予定項目（位置・選定理由・数量）
- ・その他必要な調査の実施内容及びその理由

【添付資料】

- ・調査計画位置図（地質、測量、埋設物、その他）

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

土木・建築施設に関する提案

土木・建築施設計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 土木施設計画

- 1-1 土木施設概要（規模、容量、能力等）
- 1-2 全体配置計画（施設配置、管理・従業者車両・薬品等搬入出車両・見学者動線、未利用地スペース確保、将来更新対応、撤去対象施設等）
- 1-3 土木構造物の構造計画（構造形式、基礎形式等）
- 1-4 場内配管計画（口径、材質、伸縮可とう管、付帯設備等）
- 1-5 場内整備計画（門扉、フェンス、植栽、雨水排水、照明、駐車場、市・SPC 管理エリアの区分方法等）
- 1-6 非常時応急給水施設計画（車両動線、待機スペース等）
- 1-7 災害対策（耐震設計、浸水防止、降灰等）に関する提案
- 1-8 ライフサイクルコスト低減に配慮した耐久性の確保に関する提案
- 1-9 維持管理性（保守点検、安全性等）の確保に関する提案
- 1-10 その他提案

2. 建築施設計画

- 2-1 建築施設概要（規模、面積、室構成等）
- 2-2 建築物の室等の配置計画（ゾーニング、管理・見学者・避難動線等）
- 2-3 建築物の構造計画（構造形式、基礎形式等）
- 2-4 災害対策（耐震、浸水、降灰等）に関する提案
- 2-5 ライフサイクルコスト低減に配慮した耐久性の確保に関する提案
- 2-6 維持管理性（保守点検、安全性等）の確保に関する提案
- 2-7 周辺環境や本市特性に配慮した意匠、外観計画に関する提案
- 2-8 その他提案

3. 建築設備計画

- 3-1 建築設備概要（設備項目等）
- 3-2 耐震性及び耐久性の確保に関する提案
- 3-3 省エネ、騒音及び雷対策に関する提案
- 3-4 修繕、更新時対応に関する提案
- 3-5 その他提案

【添付資料】

- ・完成予想図（鳥瞰図、パース図等）※本様式の次の頁に添付すること
- ・計画一般平面図
- ・土木構造図（平面図・断面図）
- ・場内配管図（平面図・断面図）
- ・場内整備図（門扉、フェンス、植栽、雨水排水、照明、駐車場等）
- ・建築意匠図（面積表・平面図・断面図・立面図・仕上表）
- ・建築設備図（主要設備配置図・機器器具表）
- ・撤去対象施設図

備考

- 1 A4判：12枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-2-3-②

主要建築物リスト

主要建築物について、下表に概要を示すこと。

番号	構造物名称	主な用途	仕様
1	例：管理棟	例：運転管理	RC造 ○階建て 基礎：杭基礎 等

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

機械設備に関する提案

機械設備計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 浄水・排水処理設備
 - 1-1 機械設備概要（設備構成、容量等）
 - 1-2 膜ろ過設備計画（ろ過機構、設備構成、機器仕様、物理洗浄方式等）
 - 1-3 薬品洗浄設備計画（洗浄方式、設備構成、機器仕様、使用薬品等）
 - 1-4 維持管理時（薬品洗浄、膜交換等）における浄水量の確保に関する提案
 - 1-5 膜損傷時等の安全対策、対処方法等に関する提案
 - 1-6 前処理・後処理施設に設置する設備に関する提案（設備構成、機器仕様等）
 - 1-7 排水処理設備に関する提案（設備構成、機器仕様等）
 - 1-8 その他提案

2. 薬品注入設備
 - 2-1 薬品注入設備概要（使用薬品、設備構成、容量等）
 - 2-2 使用する薬品及び注入率に関する提案
 - 2-3 確実な注入方法に関する提案
 - 2-4 その他提案

3. 送水ポンプ設備
 - 3-1 送水ポンプ設備概要（設備構成、容量等）
 - 3-2 送水先や取水制限・停止を配慮した設備構成（台数）、容量等に関する提案
 - 3-3 その他提案

4. 共通項目
 - 4-1 耐震性及び耐久性の確保に関する提案
 - 4-2 維持管理性の確保に関する提案
 - 4-3 修繕、更新時対応（ダウンサイジング含む）に関する提案

※環境配慮に関する事項は「様式V-1-5」に記載すること

【添付資料】

- ・設備容量計算書
- ・公益財団法人水道技術研究センターによる浄水用設備等認定登録を証する書類
- ・一般社団法人膜分離技術振興協会の水道用膜モジュール規格（AMST規格）認定を受けたことを証する書類
- ・設備フローシート図（浄水、排水、薬品注入、送水等）
- ・機器配置図（平面図・断面図） ※薬品注入管、サンプリング管の概略ルートを含む

備考

- 1 A 4判：8枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

主要機械設備リスト

主要機械設備について、下表に概要を示すこと。

番号	構造物名称	主寸法	定格	台数	仕様
1	例：送水ポンプ	φ〇.〇〇m	△△kW	□	

- 備考
- 1 A4判：枚数制限なし
 - 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

電気計装設備に関する提案

電気設備計画（受変電設備、動力設備、自家発電設備）、計装設備計画及び監視制御設備計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 電気設備

- 1-1 電気設備概要（設備構成、容量等）
- 1-2 動力負荷量の概要と配電方法に関する提案
- 1-3 受変電負荷量及び自家発電負荷量に関する提案
- 1-4 電気設備の信頼性及び保守性に関する提案
- 1-5 自家発電設備の燃料タンクを将来的に増設するための予定地確保に関する提案
- 1-6 その他提案

2. 計装設備

- 2-1 計装設備概要（設備構成、機器仕様等）
- 2-2 浄水処理における計装設備計画
- 2-3 排水処理における計装設備計画
- 2-4 その他提案

3. 監視制御設備

- 3-1 監視制御設備概要（設備構成、機器仕様等）
- 3-2 浄水・排水処理の監視制御計画（水質異常や故障等の監視を含む）
- 3-3 場外施設の監視制御計画
- 3-4 運転監視・操作の容易性確保に関する提案
- 3-5 バックアップシステム等に関する提案
- 3-6 既設設備から整備設備への切替方法に関する提案
- 3-7 水道システムの見える化に関する提案
- 3-8 その他提案

4. 共通項目

- 4-1 耐震性及び耐久性の確保に関する提案
- 4-2 雷対策に関する提案
- 4-3 維持管理性の確保に関する提案
- 4-4 修繕、更新時対応（ダウンサイジング含む）に関する提案

※環境配慮に関する事項は「様式V-1-5」に記載すること

【添付資料】

- ・設備容量計算書
- ・監視制御項目一覧表
- ・単線結線図
- ・システム構成図
- ・計装フロー図
- ・主要機器外形図
- ・機器配置図
- ・電路図
- ・地下オイルタンク配置図

備考

- 1 A4判：8枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-2-5-①

主要電気計装設備について、下表に概要を示すこと。

主要電気計装設備リスト

番号	構造物名称	構造	形式等	配電盤の規格	主要設備の規格
1	例：引込受変電	屋内単位閉鎖形	CW-〇	JEM-〇〇〇〇	JEC-〇〇〇〇

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

建設工事に関する提案

建設工事計画について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 施工計画

- 1-1 施工手順に関する提案
- 1-2 土木・建築・機械・電気の各工事における品質管理に関する提案
- 1-3 工事期間中の既存浄水施設の安定的な運転の確保に関する提案
- 1-4 安全面・作業環境面（騒音、振動、粉塵等）に配慮した施工方法、仮設工法に関する提案
- 1-5 既存施設の撤去方法（躯体、基礎杭等）に関する提案

2. 試運転計画

- 2-1 水張試験、各種試験及び総合試運転の実施内容及び方法に関する提案
- 2-2 総合試運転時における原水の確保及び排水の方法に関する提案
- 2-3 試運転工程計画に関する提案

3. 浄水処理切替計画

- 3-1 浄水処理切替計画に関する提案（切替手順、作業体制、不具合発生時の対応等）
- 3-2 切替工程計画に関する提案

4. 排水処理切替計画

- 4-1 排水処理切替計画に関する提案（切替手順、作業体制、不具合発生時の対応等）
- 4-2 切替工程計画に関する提案

5. 受電切替計画

- 5-1 受電切替計画に関する提案（切替手順、作業体制、不具合発生時の対応等）
- 5-2 切替工程計画に関する提案

【添付資料】

- ・ 施工ステップ図（工事期間中の駐車場の確保場所も明示すること）
- ・ 土工仮設計画図（平面図・断面図）
- ・ 撤去作業計画図
- ・ 仮設図（工事期間中の工事車両の出入口、場内通行ルート、仮囲い等）

備考

- 1 A4判：8枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

運転管理業務に関する提案

既設・再整備後の高田浄水場及び場外施設の運転管理業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 業務体制表

1-1 配置職種、勤務時間、人数、必要資格、主な作業場所等を表形式で記載すること。

1-2 職種別の業務内容を表形式で記載すること。

※運転管理業務のほか、保守点検業務等も含めた業務体制について記載すること。

2. 既設の高田浄水場

2-1 浄水処理・排水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する提案

2-2 業務開始前の準備に関する提案

3. 再整備後の高田浄水場

3-1 原水水質の変動を考慮した浄水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法に関する提案

3-2 薬品設備及び排水処理の各工程の運転、管理体制に関する提案

4. 場外施設

4-1 場外施設の運転管理に関する提案

5. 社員教育及び技術の向上

5-1 運転員の資質及び能力向上に対する教育に関する提案

5-2 本市及び事業者間における技術継承に関する提案

備考

1 A4判：6枚以内

2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

保守点検業務に関する提案

既設・再整備後の高田浄水場及び場外施設の保安点検業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 既設の高田浄水場
 - 1-1 日常及び定期点検、保守点検、機器清掃に関する提案
2. 再整備後の高田浄水場
 - 2-1 土木施設・建築物の日常及び定期点検、保守点検に関する提案
 - 2-2 機械・電気設備の日常及び定期点検、保守点検、機器清掃に関する提案
3. 場外施設
 - 3-1 日常及び定期点検、保守点検、機器清掃に関する提案
 - 3-2 場外施設の巡視点検ルートや頻度に関する提案

備考

- 1 A4判：4枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-3-2-①

土木施設及びそれらの付属設備に対する点検の項目、内容、箇所を記入すること。

主要土木施設リスト(様式V-2-3-①)に記述された土木施設を対象とし、名称及び番号を整合させること。

点検リスト(土木施設)

番号	対象施設	構造物名称	点検項目	方法	頻度
1	例：浄水施設	例：混和池	躯体の亀裂	現場作業員による目視点検	1回/1年

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-3-2-②

建築物及びそれらの付属設備に対する点検の項目、内容、箇所を記入すること。

主要建築物リスト（様式V-2-3-②）に記述された建築物を対象とし、名称及び番号を整合させること。

点検リスト（建築物）

番号	対象施設	構造物名称	点検項目	方法	頻度
1	例：浄水施設	例：管理棟	躯体の亀裂	現場作業員による目視点検	1回／1年

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-3-2-③

機械設備における点検の項目、内容、箇所等を記入すること。

主要機械設備リスト（様式V-2-4-①）に記述された設備を対象とし、名称及び番号を整合させること。

点検リスト（機械設備）

番号	構造物名称	主寸法	定格	台数	仕様
1	例：送水ポンプ	φ〇.〇〇m	△△kW	□	

備考

- A4判：枚数制限なし
- 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

水質管理業務に関する提案

既設・再整備後の高田浄水場及び場外施設の水質管理業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 既設の高田浄水場
 - 1-1 浄水処理工程管理に関する提案
 - 1-2 法定外検査の実施体制及び内容（検査項目及び頻度）に関する提案
2. 再整備後の高田浄水場
 - 2-1 浄水処理工程管理に関する提案
 - 2-2 法定外検査の実施体制及び内容（検査項目及び頻度）に関する提案
 - 2-3 水質検査計画、水安全計画作成支援に関する提案
3. 場外施設
 - 3-1 毎日検査の実施体制に関する提案
 - 3-2 法定外検査の実施体制及び内容（頻度）に関する提案

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

修繕業務に関する提案

修繕業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 土木・建築の修繕計画
 - 1-1 計画修繕計画に関する提案
 - 1-2 緊急時（施設損傷、性能低下等）における突発修繕への対応・体制に関する提案
2. 機械・電気の修繕計画
 - 2-1 計画修繕計画に関する提案
 - 2-2 緊急時（故障停止、性能低下等）に対する突発修繕への対応・体制に関する提案
 - 2-3 設備の長寿命化に関する提案
3. 場外施設の修繕計画
 - 3-1 予防保全に資する場外施設の修繕方法に関する提案

備考

- 1 A4判：3枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-3-4-①

土木施設及びそれらの付属設備に対する、計画的修繕を行う箇所を記入すること。

主要土木施設リスト（様式V-2-3-①）に記述された土木施設を対象とし、名称及び番号を整合させること。頻度については、修繕を行う間隔を記入すること。

修繕リスト（土木施設）

番号	構造物名称	対象箇所	修繕項目	修繕内容	頻度
1	例：混和池	開口蓋	塗装劣化	業者による塗替え	1回／10年

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-3-4-②

建築物及びそれらの付属設備に対する、計画的修繕を行う箇所を記入すること。

主要建築物リスト（様式V-2-3-②）に記述された建築物を対象とし、名称及び番号を整合させること。頻度については、修繕を行う間隔を記入すること。

修繕リスト（建築物）

番号	構造物名称	対象箇所	修繕項目	補修内容	頻度
1	例：管理棟	電灯	交換	職員による施工	1回／10年

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-3-4-③

機械設備の計画的修繕を行う箇所を記入すること。

主要機械設備リスト（様式V-2-4-①）に記述された設備を対象とし、名称及び番号を整合させること。頻度については、部品交換等の頻度について記入すること。

修繕リスト（機械設備）

番号	対象施設	機器名称	修繕項目	修繕内容	頻度
1	例：浄水施設	例：主系膜ろ過装置	膜ろ過装置交換	メーカーによる交換	1回／5年

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

様式V-3-4-④

電気設備及び計装設備について、計画的修繕を行う箇所を記入すること。

主要電気計装設備リスト（様式V-2-5-①）に記述された設備を対象とし、名称及び番号を整合させること。頻度については、部品交換等の頻度を記入すること。

修繕リスト（電気計装設備）

番号	対象箇所	機器名称	修繕項目	修繕内容	頻度
1	例：受変電設備	例：変圧器	コンデンサ	メーカーによる交換	1回／10年

備考

- 1 A 4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で 20mm 以上の余白を確保すること。

膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案

膜交換及び膜薬品洗浄業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 膜交換計画

- 1-1 膜交換の頻度（想定耐用年数）に関する提案
- 1-2 突発的な損傷等に対する膜交換の対応に関する提案
- 1-3 膜交換に要する費用（総額及び想定耐用年数で割った年度当たりの費用を明示すること）

2. 膜薬品洗浄計画

- 2-1 洗浄頻度に関する提案
- 2-2 薬品洗浄作業における安全管理方法に関する提案
- 2-3 薬品洗浄廃液の処分（量・性状・方法）に関する提案

【添付資料】

- ・膜交換費内訳書（対象数量、機器費、労務費、材料費、諸経費等）

（注1）計画的な膜交換に関する費用は本事業の事業費に含まないが、本様式で提示された膜交換費は本市が膜交換を別途発注する際の参考価格とする。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

各種調達管理業務に関する提案

高田浄水場及び場外施設の各種調達管理業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 薬品調達管理

- 1-1 薬品管理に関する提案（保管方法、購入頻度等）
- 1-2 非常時を見越した調達先の選定に関する提案
- 1-3 計画平均浄水量に対する使用薬品量

2. 電力調達管理

- 2-1 電力の安定性と経済性のバランス、エネルギー管理を踏まえた調達管理に関する提案
- 2-2 計画平均浄水量に対する使用電力量

3. 消耗品、熱水燃料調達管理

- 3-1 消耗品の調達管理に関する提案
- 3-2 熱水燃料の調達管理に関する提案
- 3-3 非常時の燃料調達に関する提案
- 3-4 計画平均浄水量に対する熱水燃料使用量

（注1）非常時の燃料調達について、事業者の提案に基づき、本市は必要な協力を行う。

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

発生土管理及び処分業務に関する提案

発生土管理及び処分業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 発生土管理
 - 1-1 発生土の管理方法
2. 発生土処分
 - 2-1 発生土の処分計画（運搬先、処分方法、有効利用、有価処分等）
 - 2-2 計画平均浄水量に対する発生土処分量

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

災害、事故及び緊急時対応業務に関する提案

高田浄水場及び場外施設の運転を安定的に行うための災害、事故及び緊急時対応業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 危機管理マニュアルの作成
 - 1-1 危機管理マニュアルの作成方針に関する提案
 - 1-2 本市との連絡体制に関する提案
 - 1-3 危機管理マニュアルに基づく訓練等の実施に関する提案

2. 災害時（地震、水質事故、停電、風水害、降灰等）の体制と対応
 - 1-1 災害時の体制に関する提案
 - 1-2 初動対応、施設巡視及び被害状況調査等に関する提案
 - 1-3 応急復旧及び応急給水の支援に関する提案

3. 事故時（設備故障等）の体制と対応
 - 2-1 想定される設備事故内容とその対策に関する提案
 - 2-2 初動対応に関する提案
 - 3-3 応急復旧に関する提案

備考

- 1 A4判：4枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

その他業務に関する提案

高田浄水場及び場外施設で行う見学者対応、保安業務、植栽管理及び池等清掃について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 見学者対応
 - 1-1 高田浄水場の見学ルート
 - 1-2 管理棟及び膜ろ過棟内の見学者対応方法、説明資料と展示内容に関する提案
 - 1-3 水道事業へのイメージアップに対する提案
2. 保安業務
 - 2-1 高田浄水場の保安計画に関する提案
 - 2-2 場外施設の保安計画に関する提案
3. 植栽管理及び池等清掃業務に関する提案
 - 3-1 植栽管理に関する提案（頻度等）
 - 3-2 池等清掃業務に関する提案（方法、頻度等）

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

アセットマネジメントに関する提案

アセットマネジメントへの取り組みについて、次の観点から具体的に記述すること。

1. 設備台帳システムに関する提案
2. 日常の運転・点検・修繕データの取得・管理に関する提案
3. 各種データを活用したアセットマネジメントに関する提案

備考

- 1 A4判：2枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

各種計画及びマニュアル等の整備運用に関する提案

各種計画及びマニュアル等の整備運用について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 運転維持管理に必要な各種計画・マニュアルの整備に関する提案
2. 各種計画・マニュアルの定期的な更新に関する提案

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

事業終了時の引継ぎ

本事業終了時の引継ぎ業務について、次の観点から具体的に記述すること。

1. 効率的な引継ぎを行うために、本市が選定する後継事業者に対して行う内容と期間
2. 施設の引渡し前に行う性能確認の方法及び性能保証
3. 引継ぎに必要となる提出書類と形式

備考

- 1 A4判：1枚以内
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

地域経済への貢献に関する提案

地域経済への貢献について、事業期間中（設計建設及び運転維持管理）における小田原市内に本社又は本店を有する地元企業（構成企業、協力企業及びその他企業）への分担額及び企業数の計画を下表に記載し、その分担を予定する地元企業の関心表明書（様式は任意）を添付資料として添付すること。

表 地元企業への分担額計画表

項目	企業名	所在地 (小田原市)	対象業務	分担額 (税抜、円)
① 構成企業への分担額 【企業数：●社】	●●会社	■町 1-2-3	(例) 土木工事	0,000,000
	小計			0,000,000
	(内、設計建設)			(0,000,000)
				(0,000,000)
② 協力企業への分担額 【企業数：●社】	●●会社	■町 4-5-6	(例) 場内配管工事	0,000,000
	小計			0,000,000
③ 上記以外の地元企業 への分担額 【企業数：●社】	●●会社	■町 7-8-9	(例) 宿泊施設	0,000,000
	小計			0,000,000
合計				0,000,000

【添付資料】

- ・ 分担を予定する地元企業の関心表明書（様式は任意）

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

地域活動・地域社会への貢献に関する提案

1. 官公需適格組合による共同受注

構成企業（地元企業）に官公需適格組合が参画しているか。 ※該当する方に○を付ける	参画している ・ 参画していない
--	------------------

2. 防災訓練の参加実績

平成 30 年度以降の本市防災訓練への参加実績がある地元企業が構成企業として参画しているか。 ※該当する方に○を付ける	参画している ・ 参画していない	
実績 1 ※実績を有する地元企業の企業名、所在地、年度、訓練名を記載すること	企業名	
	所在地	
	年度	
	訓練名	

※複数の実績を有する場合は、直近の実績 1 件を記載すること。

3. 防災協定締結に基づく災害対応実績

防災協定締結に基づく平成 20 年度以降の災害対応実績がある地元企業が構成企業として参画しているか。 ※該当する方に○を付ける	参画している ・ 参画していない	
実績 1 ※実績を有する地元企業の企業名、所在地、年度、業務名を記載すること	企業名	
	所在地	
	年 度	
	業務名	
実績 2	企業名	
	所在地	
	年 度	
	業務名	
実績 3	企業名	
	所在地	
	年 度	
	業務名	

※複数の実績を有する場合は、最大 3 件まで記載すること。

4. 地元人材の雇用育成に関する取組

事業契約後、運転維持管理を行う構成企業（SPCも可）が小田原市内に在住の満40歳未満（令和5年4月1日時点）の人を、正規社員（雇用期間の定めのない社員）として新たに雇用する計画があるか。 ※該当する方に○を付ける	計画がある ・ 計画がない	
企業1 ※該当する構成企業名（またはSPC）、所在地、採用予定人数を記載すること。	企業名	
	所在地	
	採用予定人数	【 】 名
企業2	企業名	
	所在地	
	採用予定人数	【 】 名

※欄が不足する場合は追加すること。

5. 女性活躍・障がい者雇用の取組実績

「小田原シェール」に認定されている地元企業が構成企業として参画しているか。 ※該当する方に○を付ける	参画している ・ 参画していない	
該当する地元企業の企業名、所在地を記載すること	企業名	
	所在地	

令和3年4月から提案書提出日までの期間に、障がい者の雇用実績を有する地元企業が構成企業として参画しているか。 ※該当する方に○を付ける	参画している ・ 参画していない	
該当する地元企業の企業名、所在地を記載すること	企業名	
	所在地	

【添付資料】

- ・ 障がい者の雇用実績が確認できる資料の写し

備考

- 1 A4判：枚数制限なし
- 2 様式は自由とするが、左上に様式番号を記載し、上段に様式名称を明記するとともに、上下左右で20mm以上の余白を確保すること。

高田浄水場再整備事業

技術提案書添付資料

【正本】

応募グループ名

注) グループ名は正本1部のみ記載し、副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

高田浄水場再整備事業

技術提案書添付資料

【副本】

本市が指定するグループ名

注) 副本のグループ名は、別途、本市が指定する名称を記載すること。

要求水準適合チェックリスト

次頁に示すチェックリストに記載のうえ、提出すること。なお、記載にあたっては、以下に留意すること。

- ・要求水準書に記載の事項について、応募者の提案において遵守される場合、確認欄（応募者）に「○」を記載すること。すべての項目に対して確認欄（応募者）に「○」を記載するものとし、「○」のない技術提案書の提出は認めない。
- ・要求水準書のほか、募集要項等に関する質問回答書の内容も踏まえて、確認すること。
- ・技術提案書等における確認箇所（資料名、様式番号、頁番号等）を明記すること。技術提案書等で事前に記載・特定できない事項は「事業実施時に対応」などと記載すること。

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄		記載箇所等	備考
						応募者	本市		
1	第1章 総則	1.5 基本事項	4) 要求する施設諸元	ア) 計画水量	本事業において高田浄水場が処理すべき計画水量は表 1-8のとおりである。なお、計画水量は令和10年度時点における水需要予測結果に基づくものであり、第2期の膜ろ過方式による浄水施設稼働後の運転維持管理業務の開始を事業者提案により令和10年度以前とする場合は、閲覧資料に示す当該年度における必要水量を供給できること。				
2				イ) 浄水の要求水質	高田浄水場における浄水の要求水質は、浄水池出口において、「水質基準に関する省令」(厚生労働省令第101号)に定める水質基準項目(51項目)及び残留塩素濃度に関して、表 1-9に示す要求水準値とする。なお、表 1-9に示す管理目標値及び水質管理目標設定項目(27項目)の目標値は、運転管理を行う際の管理目標値とする。				
3					高田浄水場において留意すべき水質項目は次に挙げる通りであり、浄水方法及び浄水施設の提案にあたっては、これらを踏まえること。 【高田浄水場における特に留意すべき水質項目】 ・消毒副生成物(総トリハロメタン、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸等) ・アルミニウム及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・マンガン及びその化合物 ・有機物(TOC) ・濁度 ・pH ・臭気				
4				ウ) 排水の要求水質	本施設は、水質汚濁防止法上の特定施設に該当するため、水質汚濁防止法及び関係条例における排水基準を遵守し、該当項目について定期的な測定を実施する。なお、本施設は神奈川県公共用水域の水域区分における「乙水域」に該当する。				
5				エ) 耐震性能	本事業で整備する土木・建築構造物及び機械・電気設備は、それぞれ表 1-10及び表 1-11に示す耐震性能を有するものとする。なお、土木構造物のうち、主要な浄水施設はレベル2地震動に対して動的解析法による耐震性能の照査を行うものとし、対象施設及び各種条件は事業者の提案とする。				
6				オ) 構造物及び設備の耐用年数	本事業で整備する構造物及び設備については、事業期間終了後も本市が継続して使用するため、地方公営企業法施行規則の別表第2号に定める耐用年数を満足する水準とする。				
7				カ) 本事業期間終了時における本施設の状態	事業者は、事業期間終了時において、本事業で整備したすべての施設及び事業者が継続利用した薬品注入設備が要求水準書で提示した性能を維持していることを確認し、著しい損傷がない状態(事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態)で、本市へ引き渡すものとする。ただし、受変電設備、自家発電設備、運転操作設備、機械設備(薬品注入設備を除く)及び膜モジュールは、事業期間終了後2年以内に更新や交換を要することがない状態で、本市へ引き渡すものとする。				
8					これらの施設が上記の期間内に要求水準書に示された性能を下回った場合(ただし、本市の責めに帰すべき事由に起因するものを除く。)、事業者は自らの費用負担にて修繕(膜モジュールにあつては交換)を行うものとする。				
9			5) 統括責任者の配置及び役割	ア) 統括責任者の配置	事業者は、調査設計業務、建設工事業務及び運転維持管理業務を統括し、本市との連絡の窓口を務める統括責任者を配置すること。 統括責任者は、調査設計業務及び建設工事業務期間においては代表企業から1名選任し、運転維持管理業務期間においては特別目的会社(SPC)から1名選任する。				
10				イ) 計画等策定のとりまとめ	調査設計業務、建設工事業務及び運転維持管理業務の実施に際して策定する各種計画やマニュアル等について、本市に対して必要な協議・報告を行い、内容の確認又は承認を依頼する。				
11				ウ) 市との調整	調査設計業務、建設工事業務及び運転維持管理業務を確実に進め、本事業を円滑に進めるため、以下に関する調整を行う。				
12					本市と事業者による定期会議(毎月)及び必要に応じて随時会議を開催し、業務の進捗状況及び実施工程等を示した資料により、事業の進捗報告等を行うこと。				
13					本市の意見や要望等を踏まえ、要求水準書や提案書に記載のない事項の提案等を本市と事業者との協議のうえ決定すること。				
14					本市との調整は、統括責任者が会議を開催し、協議を取りまとめること。				
15				エ) 事業者の構成企業間の調整	要求水準を担保するための品質管理及び事業期間終了までのSPCの健全な運営を目的として、事業者の構成企業間の業務を調整する。				
16					統括責任者は、各構成企業の業務実施状況を一元的に把握し、全体工程の管理や構成企業間の役割分担等の調整を行うこと。				
17					統括責任者は、構成企業及びSPCの経営状況等を適切に把握し、不測の事態(倒産等)が発生した場合は、業務を継続するために必要な措置を講じるため、構成企業間の調整を行うこと。				
18				オ) 業務報告書の作成	調査設計業務、建設工事業務及び運転維持管理業務における各種提出書類等をとりまとめ、定例会議等で、本市に提出・報告すること。				
19		1.6 事業の考え方	1) 事業者を求める役割		事業者は、以下の事項を満足する必要がある。 ①効率的かつ効果的な高田浄水場再整備事業の設計及び工事 ②一定の質を確保した安定的かつ継続的に安定した水の供給 ③高田浄水場及び場外施設の効率的な運転維持管理				

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
20			2) 第三者委託		膜ろ過方式による浄水施設稼働後の高田浄水場の運転維持管理業務については、浄水場の性能を効率よく発揮し、適切な運転維持管理を図るため、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に規定する第三者委託とする。事業者は受託水道業務技術管理者を置き、運転維持管理業務を行う。 第三者委託の業務範囲は場内導水管の新旧接続位置に設けるバルブから、場内送水管の新旧接続位置に設けるバルブまでとする。			
21			3) 法定外委託		膜ろ過方式による浄水施設稼働前の高田浄水場、場外施設の運転維持管理業務については、法定外委託とする。			
22			5) セルフモニタリング		事業者は、以下に示す調査設計業務、建設工事業務及び運転維持管理業務のセルフモニタリングを実施し、本市に必要な報告を毎月行う。また、必要に応じて随時セルフモニタリングを実施すること。ここに示す事項を除く、セルフモニタリングの実施方法、実施内容等については、事業者提案による。			
23		1.7 関係法令等			事業者は、本事業を実施するにあたり、以下の関係法令等を遵守する。事業期間中に改正や改訂等があり、本事業に影響を与えることが明らかとなった場合は、本市と協議のうえ、その扱いを定める。			
24	第2章 高田浄水場再整備業務	2.1 調査業務	1) 本業務の内容		本業務は、高田浄水場の設計及び建設工事を行ううえで必要となる調査業務であり、本市が提供する資料を補完する目的で調査の実施を求める。 提案時の調査計画が適切でなかったことによる基礎形式の変更や工事の遅延等については、事業者の責任において対応すること。			
25			2) 本業務の実施にあたっての留意事項		① 本市が過去に実施した測量・地質調査結果等を参考に、高田浄水場等の設計及び工事にあたって追加的に必要となる調査を行うこと。 ② 地質調査では、事業者の整備対象施設の配置計画に基づき、主要施設において最低1本以上のボーリング調査を行い、支持層を確認すること。また、事業用地内の少なくとも代表1地点において、工学的基礎面の確認及びPS検層試験を実施すること。 ③ 事業用地内の地下埋設物調査は、既存資料を基に現地調査を行って埋設位置図の作成を行うとともに、必要に応じて、埋設位置確認のための試掘調査等を行うこと。なお、既存資料は、必ずしも最新状況を反映していないことから、事業者は、現地調査を十分に行うこと。 ④ アスベスト調査は、継続利用施設のうち事業者提案等により改修する範囲及び撤去対象施設を対象に行う。調査箇所及び数量は、閲覧資料や現地調査に基づき、事業者提案とする。 ⑤ 雨水・汚水の排水経路等について、現地調査による確認を実施し、設計及び工事施工に反映すること。 ⑥ 排水流末は既存と同様に関口川(既存の許可排水量900m ³ /日)となる。事業者は別紙3に示す既設排水管及び既設雨水枡に、本事業で整備する排水管等を接続すること。なお、放流可能排水量については事業者の整備内容を踏まえ、関係機関と協議のうえ、定めること。			
26								
27								
28								
29								
30								
31		2.2 設計業務	1) 本業務の内容	ア) 基本設計	基本設計の内容は、基本条件の設定、処理フローの検討、維持管理方法の検討、配置計画、施設計画、段階的運用方法の検討、容量計算、水理計算、施工方法の検討、基本設計図の作成とし、報告書としてとりまとめる。			
32				イ) 詳細設計	詳細設計の内容は、設計計画、構造計算、各種計算、設計図作成、数量計算とし、報告書としてとりまとめる。			
33				ウ) 設計協議	設計業務に係る協議は、原則として2ヶ月に1回程度以上の頻度で実施する。			
34			2) 設計共通事項	ア) 施設計画	① 土木構造物の構造形式は、鉄筋コンクリート造とする。 ② 建築構造物の構造形式は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とする。 ③ 土木構造物及び建築構造物は、基礎形式と合わせて浮力対策、液状化対策を考慮した構造とする。 ④ 土木構造物及び建築構造物は、規模や必要性に応じて、伸縮目地の設置やひび割れ対策を行う。 ⑤ 土木構造物及び建築構造物は、耐久性を考慮した仕様とする。 ⑥ 全ての水槽は、防水性を考慮した仕様とする。 ⑦ 浄水施設の池内面は防食対策を施す。防食対策の方法は事業者提案による。 ⑧ 基礎形式は原則として杭基礎形式とするが、構造物の重量、計画地盤の特性及び支持層等を考慮して事業者が提案する。 ⑨ 仮設工法は事業者の提案によるが、各構造物の深さや、隣接構造物及び地下埋設物の離隔等を考慮した最適な施工方法を採用する。 ⑩ 建屋の排水について、自然流下での排水が不可能な場合には、排水ピットを設け排水ポンプを常設する。排水ピットについては、満水検知設備を設置し中央監視室で監視可能なものとする。 ⑪ 運転維持管理や見学時の事故防止(転倒、転落、設備接触等)に配慮する。 ⑫ 使用する水道機材の規格はJWWA規格もしくはJIS規格とする。			
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46				イ) 施設配置	① 施設の配置は事業者の提案によるものとし、維持管理性や車両及び見学者動線等に配慮すること。 ② 整備対象施設を整備しない範囲(撤去対象施設の撤去跡地を含む)の跡地利用方法は未定であるが、将来の浄水場更新用地等に有効に活用できるように、可能な限りまとまった跡地利用スペースを確保することを求める。			
47								

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
48					③ 事業用地の一部に、本市が使用する駐車場(160台)を整備すること。駐車場はアスファルト舗装とし、白線で駐車マス・番号等を明示すること。駐車マス寸法は、2.5m×5.0mとし、10台分の2.5m×6.0mとすること。なお、これらの駐車場は整備完了後に本市の管理対象とし、事業者の管理対象範囲には含まないものとする。			
49					④ 設備機器の配置は、更新スペースを設けるなど、将来の更新時において施設運転に支障とならないように考慮する。			
50				ウ) 災害対策	(1) 地震対策 ① 整備対象施設及び継続利用施設のうち事業者が改修等を実施する範囲は、表 1-10及び表 1-11に示した耐震性能を確保する。			
51					(2) 浸水対策 ① 当該敷地は神奈川県内の浸水想定区域には該当しないが、浸水が発生した場合を考慮して、浸水対策を施すこと。対象施設及び対策方法は事業者提案による。			
52					(3) 火山噴火対策 ① 近傍火山による降灰対策として、整備対象の浄水施設及び排水処理施設には、上屋又は覆蓋を設置する。			
53					② 上屋又は覆蓋は、降灰重量(灰の単位体積重量は15kN/m ³ を想定)を考慮するものとし、設計降灰厚は構造や運転維持管理を踏まえて、事業者の提案による。			
54					③ 継続利用施設の新1号沈でん池には、覆蓋を設置する。覆蓋には原水状況を目視できるように点検口等を設けること。新1号沈でん池の許容載荷重は1kN/m ² (池全面)であり、覆蓋自重及び降灰重量の加算値がこれを超えないこと。覆蓋の材質は事業者提案による。			
55					(4) 落雷対策 ① 落雷による施設被害を最小化するため、適切な落雷対策を実施するものとし、対策の範囲及び方法はJIS A 4201、JIS Z 9290-1、JIS Z 9290-3及びJIS Z 9290-4等の関連規格を参考に提案すること。			
56					② 高田浄水場における過去の落雷実績は限られるが、雷サージや建屋、ITV設備及び計装設備等への落雷事故を想定している。			
57				エ) 周辺環境との調和	① 周辺の景観に配慮する。			
58					② 周辺の生活環境(騒音、振動、臭気、排水、防塵及び交通の確保など)に考慮する。			
59				オ) 省エネルギー対策	① 高効率機器の積極的な活用、エネルギーの効率化を図るなど、省エネルギーに配慮する。			
60					② 温室効果ガスの排出抑制に配慮する。			
61					③ 省資源に配慮する。			
62				カ) ユーティリティ	① 本市との分界点には、電力使用量、水道使用量等を把握するため、子メーターを設置する。			
63				キ) 施工上の留意事項	① 整備対象施設の整備は、既存施設を運用しながら、限られた期間内に工事を遂行することが必須事項である。			
64					② 調査業務は、施設運転の妨げとならないよう配慮すること。			
65					③ 既存施設を運転するために必要となる施設を撤去する場合は、代替施設を建設すること。			
66					⑤ 高田浄水場の施設停止(断水)は、送水先の配水池の運用に支障がない範囲で可とする。			
67			3) 運転・水位条件		既設の高田浄水場の取水量、浄水量及び送水量の調整方法等は、別紙4に示すとおりである。再整備後の高田浄水場の水量調整に関する運転方法は、次に示す条件を踏まえて、事業者の提案を求める。 なお、別紙4には、通常運転時の取水量調整以外に、本市及び神奈川県内広域水道企業団の都合で過去に実施した取水制限や停止の実績を示しているため、これらを踏まえ、取水停止に対応できる施設設計を行うこと。			
68				ア) 取水量の調整	(2) 更新後の浄水場における取水ポンプの運転方法は、現状の運転方法を踏まえて提案とする。			
69					(3) 現況の着水井水位は+17.80mであるが、新設する着水井の水位は提案とする。			
70					(4) 飯泉取水ポンプ所から高田浄水場までの区間は導水管により連絡されており、その諸元は別紙5に示すとおりである。			
71				イ) 送水量の調整	(1) 送水ポンプの運転は、送水先の配水池の水位によって制御する。配水池の水位条件を表 2-2に示す。			
72					(2) 配水池の運転水位は、年間を通して、本市が配水池ごとに定めている非常時貯水容量が確保できる中間水位(MWL)以上を維持する。			
73				ウ) 浄水量の調整	(1) 浄水量は、取水量及び送水量の変動に追従できるように調整する。浄水量の調整方法は、事業者の提案による。			
74					(2) 適切な浄水施設の運転を実現するための必要な施設、体制を整備すること。			
75			4) 浄水場設計	ア) 施設フロー	水源汚染時等の浄水場の安定性・安全性を確保するため、既設の新1号沈でん池のバフファ効果を利用した施設フローとすること。			
76				イ) 着水井	浄水場の原水を受水するための施設とする。			
77					① 原水量を計測するための流量計を設置すること。			
78					② 流量計の点検及び更新のため、バイパス管を設置すること。			
79					③ 清掃等を考慮して2系列(池)以上の構成とすること。			
80				ウ) 前処理及び後処理施設	前処理施設及び後処理施設は、膜ろ過施設の浄水機能を補完するための施設とする。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
81					① 前処理施設の構成は、既設新1号沈でん池の活用を考慮したものとし、既設新1号沈でん池以外の施設については、設置の有無を含めて事業者提案によるものとする。			
82					② 後処理施設の構成は、設置の有無を含めて事業者提案によるものとする。			
83					③ 注入する薬品は事業者提案とするが、薬品を注入する水槽類は薬品混和に支障ない混和時間及び構造とするとともに、排水も考慮すること。			
84					④ 粉末活性炭は着水井又は既設新1号沈でん池流入地点に注入すること。			
85					⑤ 除マンガン設備を設置する場合の処理方式、設置位置、構造については事業者提案とする。			
86					⑥ 水槽及び水渠については、維持管理を考慮して2系列(池)以上の構成とすること。			
87				工) 粉末活性炭注入設備	粉末活性炭注入設備は、既設設備を流用する場合は2機同時自動注入できるように改修し、更新する場合は以下に示す事項を満足すること。			
88					① 粉末活性炭はドライ炭とし、予備機も含めて同時自動注入が可能な設備とすること。			
89					② 既設設備と同等以上の性能を有する設備を設置すること。			
90					③ 既設の薬注棟の大規模な改修(設備荷重増に対する躯体補強など)を伴わない設備とすること。			
91				オ) 膜ろ過施設	膜ろ過施設とは、ケーシング型膜ろ過装置においては、膜とその膜を保護するケーシング及び接続配管から構成される施設とし、槽浸漬型膜ろ過装置については、膜とその膜を浸漬する槽(浸漬槽)及び接続配管により構成される施設とする。			
92					膜の洗浄は物理洗浄及び薬品洗浄を併用する。物理洗浄とは、浄水や圧縮空気等を用いて膜表面に付着した汚染物質を物理的に剝離し、膜ろ過装置外に排出することとする。薬品洗浄とは、薬品を添加した原水や浄水で膜モジュールを洗浄あるいは浸漬することで、膜表面に付着した汚染物質を化学的に剝離し、膜ろ過装置外に排出することとする。			
93					① ろ過方式は膜ろ過とする。なお、装置については公益財団法人水道技術研究センターによる浄水用設備等認定登録設備とすること。			
94					② 膜モジュールは、一般社団法人膜分離技術振興協会の水道用膜モジュール規格(AMST規格)認定を受けたものを使用すること。			
95					③ 膜ろ過装置は、装置の更新及びダウンサイジングが行えるものにとともに、給水量の変化に応じて膜モジュール単位やユニット単位で、休止・運転が可能となるように配慮すること。			
96					④ 膜ろ過装置の構造は、耐久性に優れたものとし、万一、漏水が発生した場合でも被害を最小限とする対策を講じること。槽浸漬型は浸漬槽を鉄筋コンクリート製又はステンレス製とし、水槽内面は事業期間を通じて防水性を担保すること。			
97					⑤ 浄水処理(膜の薬品洗浄を含む)で使用する薬品の液漏れが生じることがないように材質、構造等に配慮するとともに万一、液漏れが発生した場合でも被害を最小限とする対策を講じること。			
98					⑥ 膜ろ過装置には膜の破断検知システムをユニット毎に設置すること。なお、破断検知方法については事業者提案とする。			
99					⑦ 膜ろ過設備は複数系列とし、清掃や維持管理時において不都合のない構成とすること。			
100					⑧ 表 1-7及び本市が提供する原水水質実績や運転管理データ実績を基に設備設計を行うこと。			
101					⑨ 表 1-9に示す浄水の要求水準及び法令で定められた水質基準値を達成させる浄水施設を設計すること。			
102					⑩ 膜ろ過装置は、濁度の原水引渡し条件を踏まえて提案すること。なお、高濁度時(1,000度超)における処理方法は、前処理施設における除濁や一時的な取水停止操作等も含めて、事業者提案とする。			
103					⑪ 薬品洗浄は、オンサイト方式とし、オンライン方式又はオフライン方式のいずれかについて提案すること。また、使用する薬品及びその仕様は提案による。			
104					⑫ 物理洗浄及び薬品洗浄については、洗浄計画を提示することとし、洗浄頻度及びその根拠を明示すること。			
105					⑬ 膜の薬品洗浄水槽や調液する薬品水槽、中和槽は、使用する薬品や水槽規模に応じて、耐久性、防水性に優れた材質及び構造とすること。鉄筋コンクリート製とする場合は薬品による劣化対策を考慮した提案とすること。			
106					⑭ 膜ろ過設備周りの施設については、防水性と長寿命を考慮した提案とする。また薬品洗浄において、膜ろ過設備周りの施設で劣化が確認された場合には、事業者の負担において補修を実施すること。			
107					⑮ 設備配管は耐久性、耐震性及び維持管理性を考慮した材料とすること。			
108					⑯ 膜ろ過施設は建築設備耐震設計・施工指針に示される設備機器の耐震クラスSにて設計すること。			
109					⑰ 膜ろ過設備及びその周りでは、発生する結露水対策を講じること。			
110					⑱ 事業者提案により、洗浄に伴う排水を着水井に返送する場合には、返送時の原水水質に配慮をするとともに、浄水処理の過程でクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物、濁質等が系内で循環しないようにすること。			
111				カ) 浄水池	浄水池は浄水の貯留及び送水調整を行うことを目的に設置する。			
112					① 有効容量は、計画浄水量の1時間分以上を最低限確保するとともに、水量調整に支障とならない容量を提案すること。			
113					② 維持管理を考慮して2系列(池)以上の構成とすること。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
114					③ 構造は、鉄筋コンクリート造又はプレストレストコンクリート造とする。			
115					④ 池内の滞留対策として、流入管・流出管の位置や導流壁・耐震壁の配置に配慮すること。			
116					⑤ 維持管理性に十分配慮して配管類(管、弁類など)を設置すること。			
117					⑥ 送水ポンプ棟に隣接して設置すること。			
118				キ) 排水処理施設	排水処理施設は、新1号沈でん池、前処理施設及び膜ろ過施設等から生じる排水及び排泥を処理するための施設である。			
119					① 計画排水量及び計画排泥量は、施設能力及び想定する原水濁度データを基に設定すること。			
120					② 膜ろ過施設の洗浄排水及び前処理施設等からの排水等を受け入れるために、濃縮槽を設置すること。			
121					③ 濃縮槽に設ける覆蓋又は上屋は、汚泥掻寄機等の運転及び維持管理に支障とならない構造とすること。			
122					④ 脱水機は既設流用とするが、施設運転のために必要となる配管等の整備を行うこと。			
123					⑤ 事業者が提案する浄水処理フローを勘案して、その他必要となる排水処理施設を設計・設置すること。			
124					⑥ 本事業で整備する施設は、維持管理を考慮して2系列(池)以上の構成とすること。			
125					⑦ 設備配管は耐久性、耐震性及び維持管理性を考慮した材料とすること。			
126					⑧ 本施設内で発生する汚泥は、本事業で整備する排水処理施設及び継続利用する脱水機設備を用いて事業者の責任において処理すること。			
127					⑨ 膜モジュールの薬品洗浄廃液は、物理洗浄排水と明確に区別できることとし、排水処理施設では物理洗浄排水の処理を行うこと。薬品洗浄廃液(薬品洗浄後のすすぎ水を含む)の処理方法は事業者提案とし、各種法令等に基づき、適切に処理できる施設を整備すること。			
128					⑩ 脱水機からのろ液、洗浄排水については、新設する濃縮槽へ流入させること。			
129					⑪ 濃縮槽からの上澄水は、着水井等へ返送または既設の排水溜へ排水すること。			
130					⑫ 排水溜の貯留水は、本事業で更新する排水ポンプによって場外放流すること。排水溜の運転において必要となる設備類(ポンプ設備、計装設備等)は、本事業で更新すること。			
131					⑬ 脱水機の給水について、既設は場外の中河原系配水管から分岐して給水しているが、本事業において場内給水に切り替えること。			
132				ク) 薬品注入設備	薬品注入設備は、既設の薬注棟、新設する管理棟又は膜ろ過棟に設置することを基本とする。薬品注入設備は、本事業で更新することを基本とするが、薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備は事業者の責任により継続利用することを妨げない。ただし、運転維持管理業務における修繕等の対応は、整備対象施設と同等に扱うものとする。			
133					使用する薬品については、日本水道協会(JWWA)規格を満足した薬品を使用すること。なお、消毒剤は次亜塩素酸ナトリウムを使用すること。その他の浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入(粉末活性炭注入設備を除く)は事業者の提案によるものとするが、以下に示すものについては、次の記載に従って設計を行うこと。			
134					① 注入ポンプは、予備機を設けること。			
135					② 注入量を計測可能な設備とすること。			
136					③ 無注入の検知ができる設備とすること。			
137					④ 薬品貯蔵槽、注入設備、注入管及び架台等は、使用する薬品に対する耐薬品性を有したものとすること。			
138					⑤ 薬品貯蔵槽から注入点まで容易にメンテナンスが可能な構造とすること。			
139					⑥ 薬品貯蔵槽を更新する場合は、2槽以上設置すること。			
140					⑦ 薬品貯蔵量は、水道施設設計指針を参考として提案すること。			
141					⑧ 薬品貯蔵槽は、室内設置とすること。			
142					⑨ 次亜塩素酸ナトリウムの収容室については、空調設備による温度管理が行えること。			
143					⑩ 薬品室は耐薬品塗装を行い、安全で十分な維持管理及び更新スペースを確保すること。			
144					⑪ 必要な容量の防液堤を設置すること。			
145					⑫ 防液堤からの排液方法を考慮すること。			
146					⑬ 既設の薬注棟に設置する場合は、建屋構造に影響のない配置とすること。			
147				ケ) 送水ポンプ設備	① 中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備の設計を行うこと。ポンプ選定にあたっては、別紙6に示す送水管諸元、表 1-8に示す計画水量及び表 2-2に示す送水先の配水池水位に基づき、設計を行うこと。			
148					② 上記①に示した送水ポンプには予備ポンプを設置し、室内に設置すること。			
149					③ 非常時水量の送水時には予備ポンプを含めた全台での運用を可とする。			
150					④ 送水ポンプ二次側の送水管には、電磁流量計を設置し、流量計の点検・更新用にバイパス管を設けること。			
151					⑤ 送水ポンプは信頼性が高く耐久性があり、維持管理スペースを確保するとともに維持管理性に優れたものを選定すること。			
152					⑥ 送水ポンプには必要に応じて水撃対策を講じること。			
153					⑦ 設備配管は耐久性、耐震性及び維持管理性を考慮した材料とすること。			
154				コ) 電気計装設備	(1) 電気室、自家発室、中央監視室等			
155					① 電気室・自家発室・中央監視室を設けること。			
156					② 電気室・中央監視室には空調設備を設置すること。 ③ 電気室・中央監視室は将来の設備更新を考慮した設計をすること。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
157					(2) 受変電設備 受変電設備について、以下の点を踏まえて設計すること。 ① 受変電配電盤は、電気室内に設置すること。			
158					② 高圧2回線(常用+予備電源)受電とし、変圧器バンク方式は事業者提案とする。なお、電力会社の工事費負担金は本市の負担とする。			
159					③ 保守点検時や停電復電時などに浄水処理及び送水運用に極力影響がない回路構成とすること。			
160					④ 使用電圧は、原則として高圧6kV、低圧400V、200V、100Vとする。			
161					⑤ 高圧閉鎖配電盤の保護構造は、JEM-1425に準拠すること。			
162					⑥ 低圧閉鎖配電盤の保護構造は、JEM-1265に準拠すること。			
163					⑦ 高圧コンピネーションスタータ盤の保護構造は、JEM-1225に準拠すること。			
164					⑧ 高圧遮断器は、真空遮断器(引出形)とすること。			
165					⑨ 主変圧器(事業者提案による。)はトップランナー変圧器を採用し盤内に収納すること。			
166					⑩ デマンド管理等を目的として、設備系統毎に電気使用量の把握ができること。			
167					⑪ 受電点については別紙7に示す位置を想定しているが、電力会社と協議のうえ決定すること。			
168					⑫ 監視制御装置用電源として無停電電源装置(事業者提案による。)を設けること。			
169					⑬ 高圧遮断器の操作・制御用電源として、直流電源装置(事業者提案による。)を設けること。			
170					⑭ 配電盤の塗装仕様として、メラミン樹脂焼付塗装(半つや仕上げ)以上の耐環境性を有する塗装を施すこと。			
171					⑮ 以下の施設へ送電すること。継続利用施設の電気設備負荷容量を別紙8に示す。 ・整備対象施設 ・継続利用施設 ・上下水道局庁舎への電力は現契約電力60kW程度を供給可能とすること。			
172					(3) 自家発電設備 自家発電設備について、以下の点を踏まえて設計すること。 ① 施設能力(事業者提案による。)を浄水、排水及び送水できる電力供給が可能な容量とすること。また、上下水道局庁舎への送電容量を考慮し、送電すること。			
173					② 自家発電設備の仕様はガスタービン式又はこれに準ずるものとすること。			
174					③ 自家発電設備はパッケージ型とすること。			
175					④ 始動方法は電気始動とすること。			
176					⑤ 配電盤の保護構造はJEM-1425に準拠すること。			
177					⑥ 使用燃料は灯油とし、燃料タンクは24時間以上の容量を確保すること。ただし、将来的に72時間容量への増設が可能な施設、配置とすること。			
178					⑦ 燃料の貯蔵方法は事業者提案とする。			
179					⑧ 敷地境界での騒音規制値は、自主規制として昼間75デシベル以下、夜間65デシベル以下とする。			
180					⑨ 停電発生時において、始動・非常用電源切換が自動で行えること。			
181					⑩ 地下タンクの設置に際しては、必要に応じて各種の届出を行うこと(消防法に基づいた届出、労働安全衛生法に基づいた届出)。			
182					⑪ 膜ろ過施設の供用開始にあわせて稼働ができること。			
183					(4) 運転操作設備 ① 配電盤の保護構造はJEM-1425に準拠すること。			
184					② コントロールセンタはJEM-1195に準拠、インバーター盤、動力制御盤はJEM-1265に準拠すること。また、制御電源方式は原則、個別電源方式とすること。			
185					(5) 計装設備 ① 原水水量及び送水量の測定は、電磁流量計を用いて行うこと。これら以外の水量の測定は提案による。			
186					② 流量計設置場所には、必要に応じてバイパス管等を設けること。			
187					③ 送水圧力(中河原系、久野系)を連続して測定すること。			
188					④ 浄水の「残留塩素」を連続して測定すること。			
189					⑤ 原水、膜ろ過水及び浄水の「濁度」を連続して測定すること。			
190					⑥ 原水及び浄水の「pH」を連続して測定すること。			
191					⑦ 膜ろ過入口の「水温」を連続して測定すること。			
192					⑧ 原水の「毒物」が検知できるバイオアッセイ設備を設置すること。			
193					⑨ 原水の「臭気(主にかび臭)」を検知できる設備を設置すること。			
194					⑩ 原水の「油」を検知できる設備を設置すること。			
195					⑪ 前処理施設における計装設備、その他必要な計装設備は事業者提案とする。			
196					⑫ 落雷対策が必要な電源回路及び信号回路にはアレスタを設けること。			
197					⑬ サンプリング設備を設置し、新設する管理棟の水質計器室・分析室に集水すること。			
198					(6) 中央監視設備(監視制御設備) 中央監視設備(監視制御設備)の仕様等は事業者の提案によるものとするが、以下に示すものについては、記載に従って設計すること。 ① 管理対象となる設備の運用を考慮した十分な実績を持つソフトウェアを搭載した監視制御設備(方式・台数・仕様は事業者提案とする。)とすること。			
199					② 中央監視室に監視装置等を設置すること。			

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
200					③ 各種計測値、演算値、各機器の運転停止等の重要項目を対象としたトレンド機能を設けること。			
201					④ 各種水質計測項目、各種水位、各種圧力、各種流量及び積算値、電力量等を対象として帳票機能を構築すること。収納されたデータは外部記憶装置や外部データセンター等へ保存し、データ処理の汎用性と利便性を考慮し市販のソフトウェア形式(Microsoft Office Excel)での利用が可能なものとする。			
202					⑤ 大型ディスプレイ(台数・仕様は事業者の提案とする。)で監視可能とすること。			
203					⑥ 電子データを保存・活用できる機能(表 2-3参照)を有し、十分なセキュリティ対策を施すこと。			
204					⑦ 携帯情報端末等による施設稼働状況監視、施設情報表示ができること。			
205					⑧ 安定的、効率的な管理を目的として、施設稼働状況、施設情報の「見える化」に関する事業者提案を行うこと。			
206					⑨ 継続利用施設の監視設備は、移設または信号取り込みによって新設する中央監視室にて監視制御が行えること。なお、既設監視設備を管理棟(既設)に残置したまま、新設する管理棟に監視操作用PC等を設置する場合は、管理棟(既設)における必要な改修及び管理は事業者の責任において行うとともに、中央監視室に将来設置更新用のスペースを確保すること。既設のシステム構成図を別紙9に示す。			
207					⑩ 中央監視設備のデータは場内及び場外施設のデータを一元管理し、同じ帳票フォーマットで管理できること。また、工事中の監視設備の切替期間内において、運用に支障がないようにシステム構築すること。			
208					(7) 遠方監視設備 ① 新設する中央監視室において、場外施設の情報が取り込み、監視制御が行えること。 ② 遠方監視設備の整備は、事業者の提案とする。既設遠方監視設備を移設して継続利用する場合は、移設切替期間中においても場外施設の監視に支障が生じない処置を講じること。既設遠方監視設備を管理棟(既設)に残置したまま、監視操作用PC等を新設する管理棟に設置する場合は、管理棟(既設)における必要な改修及び管理は事業者の責任において行うとともに、中央監視室に将来設置更新用のスペースを確保すること。			
209					(8) 太陽光発電設備 ① 環境対策として太陽光発電設備を設置すること。設置設備の種類(ソーラーパネル、ハイブリッド外灯など)は、事業者の提案とする。 ② 発電規模、設置位置、仕様及び発電電力の利用用途は、事業者の提案とする。			
210					(9) その他の事項 ① 電気ケーブルを地中に埋設する場合は、波付硬質合成樹脂管(難燃性)又はポリエチレンライニング管を採用することとし、ケーブルトラフや共同溝の設置も可能とする。また、管埋設用明示シートを施し、地表部には表示杭を設置すること。なお、計画的な整備ができるよう埋設ルートは統一すること。			
211					② 関係官庁提出書類として、自家用電気工作物保安規程、電気主任技術者関係書類及び工事計画届出等を作成すること。			
212					① 連絡管、導水管、送水管、排水管等一式を対象とする。なお、事業範囲外で配管の整備(既設接続等)が必要な場合は、本市と必要な範囲を協議したうえで、新たに事業範囲とし、整備後は本市の管理区域とする。			
213				サ) 場内配管	② 水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定すること。 ③ 必要な管防護を施すこと。 ④ 口径75mm以上の配管はダクタイル鋳鉄管(耐震継手)とし、口径800mm以上の配管は溶接鋼管の採用も可能とする。			
214					⑤ ④以外の口径の配管は、耐久性、耐震性及び維持管理性を考慮した材料とすること。			
215					⑥ 躯体との境界部には、地盤変位量を反映した伸縮可とう管を設置すること。材料及び仕様は事業者提案とする。			
216					⑦ 躯体貫通部における止水を確保すること。			
217					⑧ 流水の遮断、制御、水圧調整等を有効かつ安全に行うため、バルブを適所に設置すること。			
218					⑨ 制御する水量、水圧等を検討し、適切なバルブを選定すること。			
219					⑩ バルブは交換が容易であるものとする。			
220					⑪ 埋設バルブの設置部には、操作性及び維持管理性を考慮して、弁室等を設けること。			
221					⑫ 躯体貫通部や異種金属継手等の電食のおそれがある箇所に、電食防止対策を施すこと。			
222					⑬ 露出部は、防錆等の腐食に配慮した構造とすること。			
223					⑭ 維持管理上と管体保護の観点からダクタイル鋳鉄管にはポリスリーブ被覆を施すこと。			
224					⑮ 管埋設用明示シートを施すこと。			
225					⑯ 工事後洗管等を考慮した排水管等を設置すること。			
226					⑰ 新1号洗でん池をバイパスするための配管を設置すること。			
227					⑱ 既設導水管及び既設送水管の接続位置は、別紙3に示す位置を想定しているが、その取合の位置については事業者の提案をもとに、本市と協議して決定する。			
228								
229								
230								
231								

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
232				シ) 管理棟	(1) 部屋諸元 管理棟には、以下に示す各室を設けるものとし、その他必要な室は提案すること。なお、ここに定めのない各室の面積や仕様は事業者提案とする。 ① 事務室(事業者用) ② 書庫・倉庫 ③ 休憩室 ④ 給湯室 ⑤ シャワー室 ⑥ 男性用トイレ(洋風便器×2、小便器×3、洗面器×2、掃除流し×1) ⑦ 女性用トイレ(洋風便器×2、洗面器×2、掃除流し×1) ⑧ みんなのトイレ(多機能トイレ)×1 ⑨ 中央監視室(浄水施設等の運転管理室。更新を考慮した広さにすること。) ⑩ 電気室(更新を考慮した広さにすること。) ⑪ 会議室(60m2以上。※可動間仕切を設置して2室へ分割できること。) ⑫ 水質計器室・分析室 ⑬ 風除室、エントランスホール ⑭ 下駄箱、会議室の机、椅子、ホワイトボード等、水質分析室の実験台、見学者説明用スクリーン等の備品及び流し台等の付帯設備			
233					(2) 管理棟の設計にあたっては、周辺環境等に十分配慮すること。特に雨水の処理については、その対策を十分に考慮すること。			
234					(3) 管理棟に必要な付帯設備を含めた建屋を築造し、膜ろ過棟や送水ポンプ棟等の他の建屋と一体の構造としても良い。			
235					(4) 機械警備等のセキュリティ対策設備を設置すること。			
236					(5) 屋根及び仕上げは次のとおりとする。 (ア) 屋根 ① 屋根形式:陸屋根 ② 防水仕様:アスファルト防水+保護コンクリート ③ 屋上の点検が可能な構造とする。			
237					(イ) 外部仕上げは、落下の危険等がなく、予定地の気候等に対する耐候性を有する仕上げとすること。			
238					(ウ) 内部仕上げは、各エリアの用途に応じて耐久性、美観、維持管理(清掃性)を考慮した仕上げとすること。			
239					(エ) 1階の床レベルは、降雨時の人の出入りに配慮した高さを確保する。			
240					(6) 建具工事 (ア) 扉はスチール製を標準とするが、室用途に応じて事業者提案も認める。塗装については各室の用途に応じて事業者提案とする。			
241					(イ) 騒音が生じる部屋は、防音に配慮した構造とすること。			
242					(7) 見学者が利用するルートは、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、バリアフリー化を施すこと。			
243					(8) その他			
244					① 職員通用口に足洗い場を設けること。 ② 事務室、会議室、電気室の床は、フリーアクセスフロアとすること。			
245					(9) 建築機械設備 (ア) 給排水設備 ① 整備対象施設及び継続利用施設への給水は、浄水場の浄水を用いるものとし、給水方法については提案による。			
246					② 汚水及び雑排水は、公共下水道に放流すること。別紙3に示す場内の既設排水管を参考に、接続点を検討すること。			
247					③ ガスの種類はLPG又は都市ガスとし、事業者提案による。			
248					④ 給排水設備には、維持管理性や耐震性に優れた材料を使用すること。			
249					(イ) 空調換気設備 ① 年間を通して快適な居室環境となるよう、温湿度環境が制御可能な断熱計画、空調計画により省エネルギー性に配慮した空調設備を設けること。			
250					② 換気設備は部屋の用途から適した方式・風量で換気設備を設けること。			
251					③ 屋外設備は、風雨に配慮した配置とすること。			
252					(ウ) 消火設備 ① 消防法及び関連法規に準拠し、必要な設備を設けること。			
253					(10) 建築電気設備 (ア) 電灯設備 ① 湿度の高い部屋、薬品を使用する部屋に設置する照明器具は、SUS製等の耐食性材質、防水型の仕様とする。			
254					② 照明器具は、LED灯を原則とする。			
255					③ 照明制御方式は、省エネルギーの観点から共用部分の照明は自動点滅の採用を行う。廊下、便所、階段室等は在／不在制御とする。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
256					④ 点滅スイッチはリモコンスイッチとし、動線を考慮した利便性の良い箇所へ配置する。			
257					⑤ 法的規制外の部屋にも非常時に備えて、保安灯を設置する。保安灯の電源はバッテリー内蔵型とする。			
258					(イ) 動力設備 ① 動力制御盤は環境の良い部屋に設置する。			
259					② 制御方式としては、タイマー及びサーモ等による自動運転を行い、故障警報を中央監視に表示する監視を行う。			
260					(ウ) 電話・誘導支援設備 ① 業務を考慮した配置を行う。			
261					(エ) 拡声設備 ① 設置の有無を含めて事業者提案とし、設置する場合は業務を考慮した配置を行う。音量調整が必要な部分には、アツテネータを設置する。			
262					(オ) テレビ共同受信設備 ① 最適な場所にアンテナを設け、同軸ケーブル及びブースターを用いて必要な箇所に分配し、端子を取り付ける。			
263					(カ) 自動火災報知設備 ① 消防法及び関連法規に準拠し、必要な設備を設けること。			
264				ス) 膜ろ過棟	① 膜ろ過施設及び膜ろ過に必要な付帯設備を含めた建屋を築造すること。			
265					② 膜ろ過棟の設計については、事業者提案とするが、周辺環境への配慮、雨水等の処理については、その対策を十分に考慮すること。			
266					③ 膜ろ過棟と新設する管理棟等の他の建屋と一棟の構造としても良い。			
267				セ) 送水ポンプ棟	① 送水ポンプ設備、受変電設備及び自家用発電設備を収容する建屋を築造すること。なお、受変電設備及び自家用発電設備は、新設する管理棟又は膜ろ過棟に配置することやこれらを収容する建屋を別棟とすることも可能とする。			
268					② 送水ポンプ棟の設計については、事業者提案とするが、周辺環境への配慮、雨水等の処理については、その対策を十分に考慮すること。			
269					③ 浄水池に隣接して設置すること。			
270				ソ) 応急給水施設	① 緊急時における給水拠点として必要な機能(応急給水用給水栓や給水車補給用給水栓等)を有すること。			
271					② 応急給水用給水栓は、仮設給水栓が設置できる給水接続口×2箇所を設置すること。			
272					③ 給水車補給用給水栓は、口径65mm(口先ホース付き)×2箇所を設置すること。			
273					④ 給水は浄水池内の浄水を使用できること。			
274					⑤ 4t給水車まで対応できる設備とすること。			
275					⑥ 給水作業に必要な応急給水スペースを確保するとともに、他の水道事業者からの応援者(給水車)受入が容易となる動線、スペースを確保すること。			
276				タ) 場内整備	(1) 門扉、フェンス等 ① 事業対象エリアと本市管理エリアは、門、出入口、区画などを明確に区分すること。			
277					② 事業者の通用門は浄水場東側(別紙2参照)に設置し、浄水場への入場者管理が可能な設備を設置すること。			
278					③ フェンス等は場外からの危険物等の投げ入れ、侵入等が容易にできない構造とし、風等の荷重に十分に耐えうるものとする。			
279					(2) 維持管理設備 ① 各施設の維持管理が容易となるように階段、スロープ及び手摺等を設けること。			
280					(3) 搬入出設備 ① 各施設には設備機器の搬入及び搬出が可能となる設備や開口等を設けるとともに、落下防止策を講ずること。			
281					(4) 場内整備 ① 浄水場内の場内整備を行うこと。			
282					② 周囲の景観に配慮し、場内の緑を確保すること。特に、県道717号(沼田国府津)沿道における緑の確保は小田原市景観条例等の関連法規も踏まえること。			
283					③ 維持管理上必要な位置に場内散水栓を設置すること。			
284					④ 工事車両の通行も考慮した道路整備を行うこと。			
285					⑤ 浄水場用地内の駐車スペースとして最低限、薬品搬入車両、作業用車両、従業員用車両、来客用車両(車いす使用者用1台含む)、見学バス車両(大型3台)は考慮すること。			
286					⑥ 浄水場内の監視が可能なITV設備を設置すること。			
287					⑦ 屋外照明設備は、LED式外灯を必要箇所に設置し、夜間の場内の通行や保安業務等に支障がないようにすること。			
288					(5) 雨水排水 ① 浄水場内の雨水排水については、原則として既設排水溜で貯留した後にポンプによって場外排水路に放流することとし、運用に支障のない範囲で既設の場内雨水マンホールに接続することができる。雨水排水の区画については、調査業務による雨水排水経路の確認結果を踏まえて設定すること。			
289					② 雨水排水施設は、小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び同施行規則に準じて設計すること。			
290					(6) 見学者対応 ① スムーズかつ安全に見学ができるように動線等を計画すること。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
291					② 見学者動線はバリアフリーを考慮すること。			
292					(7) 防火設備等 ① 防火設備、消火設備及び危険物貯蔵所等を適切に配置すること。			
293				子) 継続利用施設の改修設計	(1) 既設新1号沈でん池 ① 既設新1号沈でん池の活用方法は事業者提案とし、継続利用するために必要な改修を施すこと。			
294					② 水質事故等による取水停止期間に、既設新1号沈でん池内の貯留水を利用するための取り出し配管設備を設置すること。			
295					③ 改修に際して不要となる既設設備は、原則、撤去する。			
296					(2) 薬注棟 ① 本項のク)に示すとおり、薬品注入設備は、本事業で更新することを基本とするが、薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備は事業者の責任により継続利用することを妨げない。なお、運転維持管理業務における修繕等の対応は、整備対象施設と同等に扱うものとする。			
297					② 建屋は継続利用として改修の対象外とするが、設備改良等に応じて必要となる部分的な改修は本事業に含める。			
298					③ 給水は新設する管理棟に準じて本事業で必要な切替えを行うこと。給水管接続地点は建屋の取り込み位置付近とし、現地状況を踏まえて決定すること。			
299					④ 改修に際して不要となる既設設備は、原則、撤去する。			
300					(3) 管理棟(既設) ① 既設の場内・場外監視制御設備については、当該施設に継続配置することを可とするが、その範囲については事業者によって必要な改修を実施すること。			
301					② 各施設への送電は、管理棟(既設)を経由せず、新設する受変電設備から行うこと。ただし、膜ろ過方式による浄水施設稼働後から設計建設期間終了まで、既設受変電設備を事業者の責任で継続利用することは可とする。			
302					③ 給水は新設する管理棟に準じて本事業で給水の切替えを行うこと。給水管接続地点は建屋の取り込み位置付近とし、現地状況を踏まえて決定すること。			
303					(4) 脱水機棟 ① 既設流用とし、監視制御に必要な設備改修を除き、本事業の設計業務及び工事業務の対象外とする。			
304					② 脱水機棟には場外の中河原系配水管から分岐して給水しているが、新設する管理棟に準じて本事業で給水の切替えを行うこと。給水管接続地点は建屋の取り込み位置付近とし、現地状況を踏まえて決定すること。			
305				ツ) 撤去設計	① 撤去範囲は躯体、基礎杭、付帯配管・設備類及び外構施設とする。躯体について、やむを得ない理由により残置する場合は、関連法規を踏まえて関係機関と協議し、本市の承諾を得るとともに、適切な処置を行ったうえで必要最小限の範囲で残置すること。			
306					② 撤去方法については事業者提案とし、撤去後は適切な材料で戻し処理すること。			
307					③ 送水ポンプ室に隣接する管理棟(既設)は継続利用施設であるため、開口閉塞や塗装等の必要な改修を行うこと。			
308					④ 本市が提示した竣工図等の資料と現地に著しい不整合が確認された場合は、設計変更の協議対象とする。			
309					⑤ 施設内の残存薬品や汚泥等の処分も含むが、薬品については品質を確保し、本市の承諾を得たうえで、移送して新しい施設で使用することを可とする。			
310					⑥ 本事業にはアスベスト含有建材の撤去工事を含んでいないことから、調査業務によってアスベスト含有建材の存在が判明した場合は、その撤去に関して設計変更の協議対象とする。			
311					⑦ 撤去後の跡地で、事業者において整備対象施設等を整備しない用地については、雨水等が滞留しないように砕石等によって周辺場内道路等と同程度の高さまで仕上げる。なお、事業期間中において、本市が跡地利用の利用用途を定めた場合は、協議のうえ、仕上げ方法を変更する場合がある。			
312				5) 照査業務	照査技術者は、本事業の設計業務について設計照査を行い、照査報告書を提出すること。			
313				6) 完了検査	事業者は、設計図書作成の完了時に本市の検査を受けること。詳細は、本市の指示に従うこと。なお、検査に要する費用は事業者負担とする。			
314				7) 設計図書の提出	事業者は、設計業務に関し以下の図書を本市に提出し、本市の承諾を受けること。仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。 ① 基本設計報告書(基本設計図含む) ② 詳細設計報告書 ③ 設計図(図面特記仕様書を含む) ④ 設計計算書 ⑤ 数量計算書 ⑥ 工事費内訳書 ⑦ 工事施工計画書 ⑧ 上記電子データ			
315		2.3 設計に伴う各種申請等の補助業務			本事業の設計に伴う各種申請等は、事業者が自己の責任において行うこと。ただし、事業者が本市に対して協力を求めた場合、本市は資料の提供や申請作業等、可能な範囲で協力する。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
316		2.4 工事業務	1) 本業務の内容		<p>本業務は次の施設及び設備の工事に関する業務である。また、本工事において必要となる電波障害等対策等も含むものとする。</p> <p>(高田浄水場再整備)</p> <p>① 浄水施設(膜ろ過施設、前処理施設、後処理施設、浄水池、薬品注入設備等含む)</p> <p>② 送水施設(送水ポンプ棟、送水ポンプ設備等)</p> <p>③ 排水処理施設</p> <p>④ 電気計装設備</p> <p>⑤ 場内配管</p> <p>⑥ 管理棟</p> <p>⑦ 応急給水施設</p> <p>⑧ 場内整備</p> <p>⑨ 継続利用施設の改修</p> <p>⑩ 施設撤去</p>			
317			2) 本業務の実施にあたっての留意事項	ア) 工事全般	<p>事業者は各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事前に設計図書に基づき施工計画書を作成し、本市の確認を得た後で建設工事に着手する。</p> <p>事業者は本業務の実施にあたり、次の事項に留意すること。</p> <p>① 事業者は、毎月、対面による定例会議を開催し、工事の進捗、現場管理の状況等を本市に報告するほか、必要に応じて施工の事前説明及び事後説明を行うこと。また、本市は、工事業務における現場での施工状況や施工関係書類の確認等のモニタリングを行うため、これに協力すること。</p>			
318					② 事業者は着工に先立ち近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。なお、事業の実施自体に対する近隣対応は、本市で実施する。			
319					③ 事業者は工事関係者の安全確保と環境に十分配慮すること。			
320				イ) 工事工程	膜ろ過方式による浄水施設は令和10年4月に供用開始できるように完了すること。			
321				ウ) 試運転	① 事業者は、高田浄水場の試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認すること。なお、試運転の実施前に試運転実施計画書を作成し、本市に提出及び確認を受けること。			
322					② 高田浄水場の試運転に必要な原水については、水利許可水量の上限を超えず、かつ既存浄水場の運転に支障のない範囲で取水及び導水すること。原水は本市から無償で提供する。			
323					③ 配管や水槽で実施する圧力試験、水張試験、清掃に必要な水(浄水)については、既設浄水場の運用に支障のない範囲で、本市より提供する。			
324					④ 試運転時の電力・薬品については、建設工事に必要な電力・薬品として、事業者自ら調達すること。			
325					⑤ 高田浄水場の試運転期間中における排水計画は事業者提案とし、本市と協議のうえ決定する。			
326					⑥ 給水開始前の水質検査は事業者が行い、その結果を本市へ提出すること。また、本市が行う給水開始前の施設検査及び給水開始前の届出に必要な資料作成等に協力すること。			
327				エ) 設備台帳システムの整備	事業者は、設備台帳システムを導入し、整備対象施設及び事業者が運転利用する継続利用施設を対象として、各施設、機器及び設備等の属性情報や図面類を登録し、運転維持管理業務において活用すること。			
328				オ) 残置杭の整理図	撤去対象施設の残置杭については、その仕様、径、本数及び位置を示した図面を作成し、提出すること。			
329				カ) 出来高検査及び竣工検査	事業者は建設工事過程の出来高について本市に報告し、出来高検査及び竣工検査を受けること。検査に要する費用は事業者負担とする。			
330				キ) 完成図書及び各種申請図書の提出	<p>事業者は、工事業務に関し以下の図書等を提出すること。仕様、部数及び様式等は、本市の指示に従うこと。</p> <p>① 完成図書</p> <p>② 工事精算書</p> <p>③ 工事写真</p> <p>④ 建築確認申請図書</p> <p>⑤ 各種申請図書</p> <p>⑥ 試運転報告書</p> <p>⑦ その他本市が求める図書</p>			
331				ク) 工事期間中の対応	① 事業者は、工事現場管理に必要な人員を配置すること。			
332					② 建築物の施工にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の6第4項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うこと。			
333					③ 建築物以外の施工にあたっては、設計図書どおりに施工され、要求水準及び事業者提案を満足しているかをセルフモニタリングとして確認すること。			
334					④ 建設工事に必要となる電力、ガス及び水道等は事業者自ら調達管理を行うこと。水道については、使用量や給水位置によって場内給水管からの分岐も可とするが、事前に本市と十分に協議すること。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
335					⑤ 建設工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水は事業者において対応すること。			
336					⑥ 建設工事期間中の駐車場(2.2イ)施設配置③(示す台数等)は原則として事業範囲内に確保することとし、詳細については発注者と協議調整すること。			
337					⑦ 建設工事期間中の事業者の高田浄水場への進入は、上下水道局職員、来訪者及び見学者等との動線を分離するため、原則として敷地東側の市道4259号からとする。なお、敷地北側の県道717号からの進入口を設ける場合は、道路管理者及び本市の承諾を得ること。また、敷地西側の正門及び南側の副門からの車両の通行が必要な場合は、本市の承諾を得たうえで、利用することを可とする。			
338					⑧ 工事は原則として平日の8:30~17:00までの間とするが、土日・祝日及び当該時間帯以外で作業を行う場合は本市と協議のうえ定めること。			
339					⑨ 建設工事期間中においても、見学者の受け入れは事業に支障のない範囲で実施する。具体の実施方法等については本市及び事業者の協議により定める。			
340				ケ) 環境対策	事業者は、工事期間中、事前準備及び後片付け等のそれぞれの期間に必要な環境対策を実施すること。			
341		2.5 工事に伴う各種許可の申請業務			工事等に伴う各種許可等の申請は、事業者が自己の責任において行う。ただし、事業者が本市に対して協力を求めた場合、本市は資料の提供や申請作業等、可能な範囲で協力する。			
342		2.6 各種調査業務	1) 本業務の内容		本業務は、高田浄水場再整備事業の建設業務を行う上で必要となる事前及び事後調査であり、具体的には次の業務を行うこと。 ① 電波障害調査 ② 周辺影響調査 ③ 生活環境影響調査 ④ その他必要な調査			
343			2) 本業務の実施にあたっての留意事項	ア) 調査の方法と対策	事業者は、以下の調査を適切な方法により実施し、必要かつ適切な対策を講じること。 ① 電波障害調査(構造物によるテレビ受信障害調査報告書の提出等) ② 騒音及び振動 ③ 臭気 ④ 車両交通 ⑤ 周辺通行者状況 ⑥ 「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に基づく建設発生土搬出に伴う土砂検定 ⑦ 上記①から⑥のほか、工事に関連して必要と判断される調査等			
344				イ) 本市が開催する説明会等	事業者は、本市が開催する説明会等に際して、以下の業務を行うこと。 ① 説明会資料の作成補助及び説明会への出席 ② その他必要な補助			
345				ウ) 土壌汚染	土壌汚染調査は行っていないが、問題はないものと考えている。事業者の調査等によって、本事業の遂行に大きな影響があると判明した場合には、本市の責任で対応するものとする。			
346		2.7 補助金申請書等作成補助業務			整備対象施設の建設については、厚生労働省等の補助金を受けることを予定している。事業者は、本市が行う補助金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成の支援を行う。また、本市が会計検査を受検する際に、本事業に関する資料作成等の支援を行う。			
347	第3章 運転維持管理業務	3.1 運転維持管理業務の基本的考え方	1) 本運転維持管理業務の範囲		膜ろ過方式による浄水施設稼働後の高田浄水場の運転維持管理業務は、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3に規定する第三者委託であり、浄水及び排水に係る運転維持管理を実施する。また、膜ろ過方式による浄水施設稼働前までの高田浄水場及び場外施設の運転維持管理業務は、法定外委託とする。			
348			2) 事業期間		各施設の運転維持管理に関する事業期間(25年間)は、第1期及び第2期のそれぞれについて、以下のとおりとする。 第1期 令和5年4月1日から令和10年3月31日(5年間) 膜ろ過方式による浄水施設稼働前までの高田浄水場及び場外施設の運転維持管理業務(ただし、令和5年3月31日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了していること。) 第2期 令和10年4月1日から令和30年3月31日(20年間) 膜ろ過方式による浄水施設稼働後の高田浄水場及び場外施設の運転維持管理業務 なお、事業者提案によって第2期の運転維持管理業務の開始時期を早める場合は、第1期の事業期間を短縮するとともに、第2期の事業期間を延長することで、事業期間の合計25年間基本条件とは、本事業について事業者に提案を求めない、本市が予め定める事項及び実施する行為等である。 本事業において事業者が本業務を履行する場所は、1.4.2)に示すとおりとする。			
349			3) 基本条件	ア) 事業場所	① 事業者が使用できる本市の備品は、表 3-1に示すとおりとする。			
350				イ) 事業者が使用できる本市の備品	② 事業者が使用できる本市の備品は、表 3-1に示すとおりとする。			
351					③ 事業者に管理を委託する備品は、事業者は無償でこれを使用することができる。			
352					④ 事業期間中の備品の管理については、本市と協議のうえ、実施することとする。なお、貸与物品について、事業者の責に帰すべき事由により破損または滅失した場合は、事業者の負担により原状回復または購入すること。また、貸与物品において消耗品の交換等についても事業者の負担により購入し交換すること。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
353				ウ) 事業期間終了時における事業者が設置した備品の取扱い	事業者が設置した備品は、事業期間終了時に、その取扱いを本市と協議のうえ、適切に処理すること。			
354			4) 運転維持管理体制		① 第三者委託となる第2期において、事業者は、水道法(昭和32年法律第177号)第24条の3第3項に規定する「水道管理業務受託者」となることから、受託水道業務技術管理者を1名専任で配置し、選任届を本市へ提出すること。なお、受託水道業務技術管理者は本市の承認により変更することができる。			
355					② 現場業務を統括する現場業務責任者を定め、選任届を本市へ提出すること。なお、現場業務責任者は本市の承認より変更することができる。			
356					③ 高田浄水場及び場外施設については、現場責任者をそれぞれ配置すること。			
357					④ 受託水道業務技術管理者は、統括責任者又は現場業務責任者を兼ねることができる。また、現場業務責任者は、現場責任者を兼ねることができる。なお、統括責任者と現場業務責任者を兼ねることはできない。			
358					⑤ 関係法令に基づき必要な資格を有する従業者を配置するとともに、業務に必要な能力、資質及び経験を有する人員を適切に配置し、従業者一覧表を本市へ提出すること。			
359					⑥ 従業者に水道法第21条第1項の規定に基づく健康診断を実施すること。なお、検査結果は速やかに本市へ報告すること。			
360					⑦ 社員教育及び研修により、本業務従事者の意識、知識及び技術の向上を図ること。また、この教育・研修には、本市職員も必要に応じて参加できるよう配慮すること。			
361					⑧ 従業者を変更する場合は、十分な教育等を行った上で配置すること。			
362					⑨ 水道施設が災害を受け、又は施設に事故及び故障が発生した場合の緊急連絡体制を確立すること。			
363					⑩ 高田浄水場及び場外施設の運転維持管理業務の実施体制は事業者の提案によるが、24時間の監視体制とし、夜間も浄水場内は有人の体制とすること。なお、夜間緊急時の対応方法、体制についても事業者提案とする。			
364		3.2 高田浄水場の運転維持管理業務(第1期)	1) 業務内容		第1期における高田浄水場の運転維持管理業務は、別紙10に示す「高田浄水場等運転管理業務仕様書」に基づき実施すること。 なお、管理棟(既設)における執務室等は継続して本市も使用する。			
365			2) 業務開始前の引継ぎ		運転維持管理業務の開始前に、本市及び現行の委託業者から運転管理に関する各種マニュアル及び運転管理方法について引き継ぎを行い、運転維持管理業務に支障が無いよう十分な準備を行うこと。			
366		3.3 高田浄水場の運転維持管理業務(第2期)	1) 運転管理業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項	① 運転管理業務では、別紙11に示す本市が指定する送水先の配水池運用水位を維持するため、取水量・浄水量・送水量の調整、浄水処理工程の水位等のバランス調整を行い、安定した水量・圧力の確保・供給に努めること。			
367					② 運転管理にあたっては、取水量、送水量及び配水量に異常値を発見した場合には、速やかに本市に連絡調整を行い、情報共有に努めること。			
368					③ 本業務の実施にあたり、業務実施計画書を作成し、本市に提出すること。また、計画の変更が必要な場合には、本市に書面で提出すること。			
369					④ 事業者は、業務開始までに運転管理マニュアルを作成し、本市に提出すること。			
370					⑤ 運転管理マニュアルは、電子媒体による情報共有手法も可とする。			
371					⑥ 運転管理マニュアルは、実際の運転状況を踏まえて適宜改訂を行い、改訂版として本市に提出すること。なお、運転開始から1年が経過した段階において、それまでの運転実績を踏まえた改訂を行うこと。			
372					⑦ 日報、月報、年報を作成し、本市に提出すること。提出方法は、電子媒体による情報共有手法も可とする。			
373					⑧ 運転管理員が変更となった場合でも対応可能なように配慮すること。			
374					⑨ 運転管理に係るデータは、これを記録すること。データの項目、記録の方法及び本市への提出方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、本市との協議のうえ、決定するものとする。			
375					⑩ 高田浄水場には、浄水場の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる竣工図、その他の文書を保管するものとし、これら文書の毀損・滅失がないよう適正に管理すること。なお管理は電子媒体による情報共有手法も可とする。また、本市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。			
376					⑪ 浄水場の運転管理にあたっては、高田浄水場の他、水道事業全体の特性を十分理解し、過去のデータに基づき計画書を立案すること。			
377					⑫ エネルギー管理基準を作成してエネルギー使用量の管理を行い、省エネルギーに配慮すること。			
378					⑬ 電子媒体などによる情報共有にあたっては、データ管理を確実にすること。			
379					⑭ 本市が実施する工事及び点検などの作業に伴う、施設(設備)の運転操作やバルブ等の切替え作業を実施すること。			
380			2) 保守点検業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項	① 本業務の実施にあたり、業務実施計画書を作成し、本市に提出すること。また、計画の変更が必要な場合には、本市に書面で提出すること。			
381					② 事業者は、業務開始までに保守点検マニュアルを作成し、本市に提出すること。			
382					③ 保守点検マニュアルは、実際の施設及び設備の状況を踏まえて適宜改訂を行い、改訂版として本市に提出すること。なお、運転開始から1年が経過した段階において、それまでの保守点検実績を踏まえた改訂を行うこと。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
383					④ 保守点検マニュアルに基づき、高田浄水場の施設及び設備において定期点検及び精密点検(試験検査等)を行い、機能劣化や設備故障の発生前に補修や修繕を行うこと。			
384					⑤ 日常点検表、週間点検表、月例点検表及び年次点検表を作成し、常に設備に問題がないことを確認し、点検結果は本市に提出すること。			
385					⑥ 事業期間終了後においても、高田浄水場が安定した運転を行うために必要な機能を各施設、設備が有し、著しい損傷がない状態で本市に引渡しが行なえるよう、関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこと。			
386					⑦ 建築物について、その機能を良好に保ち、かつ現状と比べて著しく美観を損なわないよう適切に管理すること。			
387					⑧ 建築物等に係る建築設備について、その機能を良好に保つよう保守・管理を行うこと。また、防災上必要と考えられる設備については、事業者において設置すること。			
388					⑨ 機械・電気・計装設備は、設備単独では軽微な故障や事故であっても、施設全体を停止させるような大きな影響を生じることあるため、設備の構造や役割、特性等を十分に考慮して保守管理を実施すること。			
389					⑩ 電気主任技術者業務は、上下水道局庁舎も含めて、事業者にて対応すること。点検に伴う停電時には、上下水道局庁舎の電話用として仮設発電機(2kVA程度)等を用意すること。			
390					⑪ 外構施設について、その機能を良好に保ち、かつ現状と比べて著しく美観を損なわないよう保守・管理を行うこと。			
391					⑫ 施設の維持管理を良好に行うための備品の保守・管理を行うこと。			
392					⑬ 保守管理に係るデータは、これを記録すること。データの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、本市との協議のうえ決定するものとする。			
393			3) 水質管理業務	ア) 本業務の内容	本業務は、水道水の安全性の確保を目的として、水質の管理、採水及び検査を行う。原則として必要な検査設備等は事業者で用意すること。 (1) 法定外検査 法定外検査とは、水道法施行規則第15条に掲げられる定期及び臨時の水質検査(法定検査)以外に本市水道事業が自主的に実施する水質検査をいう。事業者は、原水、浄水及び給水栓について、表 3-2に示す水質検査を実施し、検査結果を本市へ報告する(3.3に示す場外施設の水質管理業務の範囲を含む)。			
394					(2) 浄水処理工程内の水質管理 事業者は、高田浄水場の浄水処理工程における水質管理を目的として、水質計器等の監視、工程水の水質検査を実施することとし、検査項目及び頻度は事業者の提案による。			
395					(3) 水質管理業務計画の作成 本市が策定している水安全計画及び水質検査計画を踏まえ、高田浄水場の水質管理業務計画を作成し、本市に提出すること。また、原水水質の変化に対応するため、浄水処理工程における水質管理を徹底することとし、必要に応じてジャーテスト等の確認試験により最適な薬品注入量を決定するなど、水質の向上に努めること。なお、浄水場における水質管理に関する要求水準は以下のとおりとする。 ① 原水水質引渡し条件は、表 1-7に示すとおりである。 ② 浄水水質条件は、表 1-9の浄水水質の要求水準値とする。			
396					(4) 水質検査計画の作成支援 本市が年度ごとに公表している水質検査計画の作成に必要な情報を提供すること。			
397					(5) 水安全計画の作成及び記録の支援 本事業の運転維持管理対象施設で想定される危害抽出や対応策の整理等、本市が作成している水安全計画の改訂に必要な情報提供や図面等の各種資料の作成に協力すること。また、水安全計画に基づく管理基準を遵守し、逸脱した場合は、対応チェックリストにより対応すること。なお、対応は記録し、本市へ提出すること。			
398					(6) 排水水質の測定 水質汚濁防止法及び関係条例における排水基準で求められる水質項目及び頻度に基づき、場外放流水の排水水質を測定する。			
399					(7) その他 クリプトスポリジウム等対策として、膜ろ過処理後の浄水について20Lを毎日採水し、14日分を適切に保管すること。			
400				イ) 本業務の実施にあたっての留意事項	(1) 水質検査方法 水質検査は国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号))により実施すること。また、その他の項目については、上水試験方法(日本水道協会)等によって実施すること。			
401					(2) 水質異常時の対応 水質計器値及び測定値に異常が認められた場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、本市に報告すること。			
402					(3) 水質検査結果の提供 本市の求めに応じて、本事業で実施する水質検査結果を速やかに提供すること。			
403			4) 修繕業務(計画・計画外修繕)	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項	事業者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意すること。 (1) 事業者が整備した施設 ① 整備対象施設及び継続利用施設において事業者が整備した設備は、計画修繕業務及び計画外修繕業務の対象とし、定期修繕計画を各施設・設備の本業務開始までに作成し、本市に提出すること。また、計画の変更が必要な場合には、本市に書面で提出すること。			

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
404					② 修繕履歴は、本事業で整備する設備台帳システムに記録するとともに、年度ごとにその内容を本市に提出すること。			
405					③ 定期修繕計画は、施設・設備の点検結果や修繕履歴等に基づき、年度ごとに検証を行い、その結果について本市の確認を得ること。			
406					④ 計画外修繕に係る修繕費用は、事業者の負担とする。			
407					(2) 継続利用施設(事業者が整備した設備を除く) ① 継続利用施設(事業者が整備した設備を除く)については、計画外修繕業務の対象とし、事業開始段階での定期修繕計画を求めない。			
408					② 事業者は、日常の運転維持管理業務の中で、次年度以降に修繕対応が必要な施設や設備とその対応内容をリストアップし、その修繕計画について本市と協議を行い、本事業範囲で対応する内容を決定する。なお、事業者による修繕対応が難しい内容であっても、本市への報告内容に含めること。			
409					③ 故障等が発生した際は、その原因を調査し補修、修繕等適切な対応を取る。			
410					④ 同種の故障が再発する可能性がある場合、設備の改善等により、再発防止に努めること。			
411					⑤ 修繕履歴は、本事業で整備する設備台帳システムに記録するとともに、年度ごとにその内容を本市に提出すること。			
412					⑥ 計画外修繕に係る修繕費用の合計は、年間500万円を上限とする。上限を超過した範囲は変更対象とし、本市と協議のうえ、事業者又は本市が実施する。費用の上限は、場外施設における修繕業務(計画外修繕)における修繕費との合算とする。			
413			5)	膜交換及び膜薬品洗浄業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
414					① 膜交換に要する費用は本事業費には含まず、本市が別途負担する。ただし、膜交換の要否、頻度及び費用は事業者提案を求め、技術評価の対象とする。			
415					② 膜破断時や初期不良等に起因する性能劣化時等の臨時に実施する膜交換は事業者の責により行うこと。			
416					③ 交換にあたっては、業務実施計画書の立案、本市の承認を経て実施することとし、作業終了後は報告書を提出すること。			
417					④ 上記の膜交換時において、交換対象膜ろ過装置外での膜破断等により、定められたろ過能力を下回ることがないこと。			
418					⑤ 薬品洗浄の要否及び頻度は事業者提案とする。			
419					⑥ 薬品洗浄は、計画的に実施するもののほか、突発的な事故時に実施するものを含む。			
420					⑦ 上記洗浄時においても、洗浄対象膜ろ過装置外での膜破断等により、定められたろ過能力を下回ることがないこと。			
421					⑧ 膜薬品洗浄業務には、洗浄に必要な薬品調達も含めるものとする。			
422					⑨ 膜モジュールの薬品洗浄廃液は、物理洗浄排水と明確に区分すること。			
423			6)	消耗品調達管理業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
424			7)	薬品調達管理業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
425					① 事業者は薬品の品質管理を行うとともに、薬品貯蔵量を確認して薬品の調達を行うこと。			
426					② 注入に供する薬品は、日本水道協会(JWWA)規格及び「水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条十六」を満足した薬品とし、事前に本市と協議のうえ調達及び使用すること。			
427					③ 次亜塩素酸ナトリウムの品質は、日本水道協会規格(JWWA K120)に定める「特級」とすること。			
428					④ 事業費算出に際しては、表 1-8に示す計画1日平均給水量を供給可能な計画平均浄水量を事業者提案により設定し、計画平均浄水量1m3当たりの薬品費単価を提示すること。			
429					⑤ 最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な薬品の調達を行い、その管理については、関係法令に定めのある有資格者の業務を含め適切に行うこと。			
430			8)	電力調達管理業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
431					① 電気は、事業者が電力会社と契約を行った上で管理を行う。なお、契約電力会社は事業者提案とし、供給に伴うリスクは事業者に帰属する。			
432					② 事業者は、運転管理を良好に行うため、安定した電力の調達を行い、適正に管理すること。			
433					③ 事業費算出に際しては、表 1-8に示す計画1日平均給水量を供給可能な計画平均浄水量を事業者提案により設定し、1m3当たりの電力費単価を提示すること。			
434					事業者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意すること。 ① 本事業で必要となる作業用水は無償で本市より供給する。			
435					② 既存の遠方監視制御装置・ITV監視装置における通信回線使用料、飯泉取水管理事務所や本市が契約する警備会社などの運転管理上必要な外部機関との連絡における指定番号での電話回線使用料は市の負担とする。事業者で必要となる通信機器は、事業者の提案により設置可能とする。なお、ネットワークの利用に関しては、第三者への情報漏洩等が発生しないよう、適切な運用を行うとともに、職員に適切な教育を行うこと。			
436					③ 事業者は、運転管理を良好に行うため、安定した各種燃料の調達を行い、適正に管理すること。			
437			10)	発生土管理及び処分業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
					① 発生土の排出事業者は事業者とし、事業者の責任において適切な処分(運搬などの事故対応も含む)を行うこと。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
438					② 処分方法は、事業者の提案に基づく有価利用を妨げないものとし、その収入は事業者へ帰属する。			
439					③ 事業費算出に際しては、表 1-8に示す計画一日平均給水量を供給可能な計画平均浄水量を事業者提案により設定し、1m3当たりの発生土管理及び処分費単価を提示すること。			
440					④ 発生土の生産毎に、打込み汚泥の濃度、発生土の含水率を測定すること。			
441					⑤ 発生土について、表 3-3に示す放射性物質の検査を行うこと。			
442			11)	見学者対応支援業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
443					① 施設の見学においては、降雨後の水たまりをふき取る等、見学者の安全を確保すること。			
444					② 飲料水を作る施設として相応しい衛生や美観を保つことを目的とし、見学前には見学ルート周辺を清掃すること。また、池に浮かぶごみ等を除去すること。			
445					③ 説明に必要となる資料(パンフレット、DVD、パネル等)は事業者が作成すること。配布資料は年間1,200部を上限として、事業者が準備すること。			
446					④ 見学申込件数は年間20回程度、見学者の受け入れ対応人数は、1日当たり最大で120人程度を見込むこととする(小学校見学は最大120人程度)。			
447			12)	植栽管理及び清掃業務	ア) 植栽管理業務			
448					(1) 本業務の内容 本業務は、高田浄水場における植栽管理業務であり、浄水場内の草刈、剪定及び害虫駆除を行い、発生した草、葉等を処分すること。 (2) 本業務の実施にあたっての留意事項			
449					① 緑化保持 事業者は、高田浄水場の植栽について、これを良好に保つよう維持管理を行うこと。また、植物の種類とその状況に応じて適切な方法により、植栽を良好な状態に保つこと。			
450					② 剪定、刈込み及び除草等 事業者は、施設の外観を維持するために適時作業を行うこと。			
451					③ 農薬等の使用 除草剤は使用しないこと。なお、殺虫剤を使用する場合は、本市と事前に協議すること。			
452					イ) 清掃業務 (1) 本業務の内容 本業務は、高田浄水場における清掃業務であり、飲料水を作る施設として相応しい衛生や美観を保つことを目的とし、以下の業務を行うこと。 ① 高田浄水場内の運転維持管理範囲内の施設及び周辺の清掃。 ② 高田浄水場内の落葉や雑物の回収及び処分。 (2) 本業務の実施にあたっての留意事項			
453			13)	池等清掃業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
454					① 浄水処理及び排水処理に影響が出ないよう適切な時期に実施すること。			
455					② 清掃の方法や頻度は事業者提案とする。			
456					③ 使用再開にあたり、必要に応じて水質確認を実施すること。			
457					④ 清掃業務で生じた廃棄物は、適切に集積すること。 ⑤ 清掃業務で生じた廃棄物の処分は、事業者を排出事業者として、事業者の責任において適切に処分すること。			
458			14)	保安業務	ア) 本業務の内容			
459					本業務は、高田浄水場の保安業務であり、事業者の管理範囲に第三者が立ち入り浄水施設等に危害が加えられないよう、出入口の施錠及び入退場者の受付管理を確実に行う。 その他の事情によって、必要と思われる対策については随時実施すること。			
460					イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
461					① 運転維持管理期間中の業務実施計画を作成し、本市に提出すること。また、計画の変更が必要な場合には、本市に書面で提出すること。			
462					② 業務実施計画書に従い、高田浄水場の安全な運転を確保すること。 ③ 高田浄水場内の平穩・安全を保つよう、保安業務を行うこと。 ④ 場内への第三者の立ち入りの監視方法については事業者提案とする。			
463			15)	災害、事故及び緊急時対応業務	ア) 本業務の内容			
464					(1) 危機管理に係る水準 地震、風水害、事故等の危機管理事象が発生した際には、事業者は「小田原市地域防災計画」及びこれに関する手順書などに基づき、本市と連携し、これに必要な体制の整備及び事前の対策を講じること。また、事業者は、非常時には、利用者への影響を最小限に食い止められるよう、最善の対応をしなければならない。なお、高田浄水場における危機管理対応方策についても提案すること。 (2) 主な業務 ① 緊急参集 ② 初動対応 ③ 施設巡視 ④ 被害状況調査及び報告 ⑤ 応急復旧に係る業務 ⑥ 応急給水の支援に係る業務 ⑦ 運転再開に係る業務 ⑧ 本市防災訓練への参加			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
465				イ) 本業務の実施にあつての留意事項	① 非常時対応のため危機管理マニュアルを作成し、本市に提出すること。			
466					② 危機管理マニュアルは、訓練や実際の緊急時の対応状況を踏まえて適宜改訂を行い、改訂版として本市に提出すること。			
467					③ 危機管理マニュアルにより、災害及び事故等の緊急時の対応内容を明確にすること。			
468					④ 災害及び事故等により故障が発生した場合でも部分的な機能停止となるよう、緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること。また、故障等により浄水及び排水処理施設の一部に機能停止が発生した場合においても、早急に復旧できる体制を確保すること。			
469					⑤ 災害及び事故等の緊急時には、危機管理マニュアルに従い対応すること。なお、対応後は報告書を作成し、本市に報告すること。			
470					⑥ 事業者は、別紙14に示す本市が想定する初動対応・施設巡視段階の組織体制表に基づき、体制を整備すること。			
471	3.4	場外施設の運転維持管理業務	1)	運転管理業務	イ) 本業務の実施にあつての留意事項			
472					① 本業務の実施にあたり、業務実施計画書を作成し、本市に提出すること。また、計画の変更が必要な場合には、本市に書面で提出すること。			
473					② 場外施設の水量・水圧管理については、別紙11に示す本市が指定する配水池運用水位及び加圧配水系の吐出圧を維持するために必要な設備を運転し、取水量・送水量・配水量の調整、浄水処理工程の水位等のバランス調整を行い、安定した水量・圧力の確保・供給に努めること。			
474					③ 各種機器の機能及び性能を十分理解し、各種機器の特性に応じた運転操作を行うとともに、配水量状況により必要な設備、機械を運転し、取水量及び送水量の調整、浄水処理工程の水位等のバランス調整を行い、安定した配水量の確保、供給に努めること。			
475					④ 高田浄水場内の中央監視装置による運転管理を基本とし、必要に応じて現場にて適切な操作を行う。			
476					⑤ 場外施設の浄水場等における薬品注入は、本市の指示等に基づき、適切に行うこと。			
477					⑥ 事業者は、業務開始前に運転管理マニュアルを作成し、本市に提出すること。			
478					⑦ 場外施設に係る運転管理マニュアルは、実際の運転状況を踏まえて適宜改訂を行い、改訂版として本市に提出すること。なお、運転開始から1年が経過した段階において、それまでの運転実績を踏まえた改訂を行うこと。			
479					⑧ 運転マニュアルは、電子媒体による情報共有手法も可とする。			
480					⑨ 日報、月報、年報を作成し、本市に報告すること。報告方法は、電子媒体による情報共有手法も可とする。			
481					⑩ 運転管理員が変更となった場合でも対応可能なように配慮すること。			
482					⑪ 運転管理に係るデータは、これを記録すること。データの項目、記録の方法等については、業務開始に先立つ計画書の中に明示し、本市との協議のうえ、決定するものとする。			
483					⑫ 高田浄水場には、場外施設の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる竣工図、その他の文書を保管するものとし、これら文書の毀損・滅失がないよう適正に管理すること。なお管理は電子媒体による情報共有手法も可とする。また、本市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。			
484					⑬ 場外施設の運転管理にあたっては、高田浄水場のほか、水道事業全体の特性を十分理解し、過去のデータに基づき計画書を立案すること。			
485					⑭ エネルギー管理基準を作成してエネルギー使用量の管理を行い、省エネルギーに配慮すること。			
486					⑮ 電子媒体などによる情報共有にあたっては、データ管理を確実にすること。			
487				2)	保守点検業務			
488				イ) 本業務の実施にあつての留意事項	① 本業務の実施にあたり、業務実施計画書を作成し、本市に提出すること。また、計画の変更が必要な場合には、本市に書面で提出すること。			
489					② 事業者は、業務開始までに保守点検マニュアルを作成し、本市に提出すること。			
490					③ 場外施設に係る保守点検マニュアルは、実際の施設及び設備の状況を踏まえて適宜改訂を行い、改訂版として本市に提出すること。なお、運転開始から1年が経過した段階において、それまでの保守点検実績を踏まえた改訂を行うこと。			
491					④ 保守点検マニュアルに基づき、場外施設の施設及び設備において日常保全を行い、機能劣化や設備故障の発生状況を本市に報告すること。			
492					⑤ 場外施設の巡視点検頻度は、各機場に対して別紙12に示すとおりとする。			
493					⑥ 週間点検表、月次点検表及び年次点検表を作成し、常に設備に問題がないことを確認し、点検結果は本市に提出すること。			
494					⑦ 機械・電気・計装設備は何らかの故障や事故が発生すると施設全体を停止させるような事態が生ずることもあるため、設備の構造や特性から保守管理を実施すること。			
495					⑧ 保守管理に係るデータは、これを記録すること。データの項目、記録の方法等については、事業開始に先立つ計画書の中に明示し、本市との協議のうえ決定するものとする。			
496				3)	修繕業務(計画外修繕)			
497				イ) 本業務の実施にあつての留意事項	① 場外施設については、事業開始段階での定期修繕計画を求めない。			
					② 事業者は、日常の運転維持管理業務の中で、次年度以降に修繕対応が必要な施設や設備とその対応内容をリストアップし、その修繕計画について本市と協議を行い、本事業範囲で対応する内容を決定する。なお、事業者による修繕対応が難しい内容であっても、本市への報告内容に含めること。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
498					③ 故障等が発生した際は、その原因を調査し補修、修繕等適切な対応を取ること。			
499					④ 同種の故障が再発する可能性がある場合、設備の改善等により、再発防止に努めること。			
500					⑤ 修繕台帳を整備し、修繕履歴を記録するとともに、年度ごとに本市に提出すること。			
501					⑥ 計画外修繕に係る修繕費用の合計は、年間500万円を上限とする。上限を超過した範囲は変更対象とし、本市と協議のうえ、事業者又は本市が実施する。費用の上限は、高田浄水場における修繕業務(計画外修繕)における修繕費との合算とする。			
502			4)	水質管理業務	ア) 本業務の内容			
502					本業務は、場外施設及び給水栓における採水及び水質検査を行うものである。 (1) 法定外検査 場外施設における検査項目及び頻度等は、3.2項の3)に示すとおりとする。			
503					(2) 法定検査 事業者は、水道法施行規則第15条第1項(イ)に基づき、表3-6に示す給水栓において毎日検査を実施する。			
504					(3) 浄水処理工程等の水質管理 事業者は、場外施設の浄水処理工程における水質管理を目的として、水質計器等の監視を適切に行うこと。また、第二水源地の浄水について次の工程検査を実施すること。			
505					(4) 水質管理業務計画の作成 本市が策定している水安全計画及び水質検査計画を踏まえ、場外施設の水質管理業務計画を作成し、本市に提出すること。また、水質計器等の監視により取水から配水における水質管理を徹底することとし、必要に応じて水質計器値の確認試験により最適な薬品注入量を決定するなど、水質の向上に努めること。 なお、水質管理に関する要求水準は水道法に規定する水質基準とするものであるが、以下の項目については、表3-7に示す水質を水質管理の要求水準とし、良質な水質の確保を目的に管理目標値を目標に管理すること。			
506					(5) 水質検査計画の作成支援 本市が年度ごとに公表している水質検査計画の作成に必要な情報を提供すること。			
507					(6) 水安全計画の作成支援 本事業の運転維持管理対象施設で想定される危害抽出や対応策の整理等、本市が作成している水安全計画の改訂に必要な情報提供や図面等の各種資料の作成に協力すること。			
508					(7) その他 クリプトスポリジウム等対策として、根府川第一浄水場の給水栓水と根府川第二浄水場の浄水についてそれぞれ20Lを毎日採水し、14日分を適切に保管すること。			
509				イ) 本業務の実施にあたっての留意事項	事業者は、本業務の実施にあたり、以下の事項に留意すること。 ① 原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理をすること。そのために必要な水質検査は適宜行い、薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。			
510					② 事業者は、市の策定した水安全計画に基づく管理基準を遵守し、逸脱した場合は、対応チェックリストにより対応すること。なお、対応は記録し、本市へ提出すること。			
511					③ 公共施設等の給水栓における採水作業においては、市民等の使用者に配慮すること。			
512					④ 確かな測定結果を得るため、適切な量を排水した後、採水すること。なお、公共施設等の給水栓を使用するため、節水に努め、排水量の考え方は本市から指示を受けること。			
513					⑤ 指定する採水場所での採水が困難となった場合には、本市に報告し、代替場所の指示を受けること。			
514					⑥ 配水系統の変更等により、本市から採水場所の変更を指示する場合がある。			
515					⑦ 水質計器値及び測定値に異常が認められた場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、本市に報告すること。			
516					⑧ 本市の求めに応じて、本事業で実施する水質検査結果を速やかに提供すること。			
517					⑨ 毎日検査については、閉庁日を除き、結果を測定日の15時までに報告すること。なお、片浦地区は、測定日の13時までとする。非常時(残留塩素濃度が0.20mg/L以下、また前日の結果より0.05mg/L以上変動している)は、直ちに本市へ連絡するとともに、片浦地区の該当地点については、該当配水系統の配水池においても残留塩素濃度を確認し、結果を本市へ報告すること。			
518			5)	消耗品調達管理業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
518					① 委託業務の実施に要する全ての消耗品類について、その調達及び管理を行う。調達にあたっては、運転管理や修繕等の対応に支障をきたすことのないよう、適切に行うこと。			
519					② 費用について、第1期は年間30万円、第2期は年間50万円を上限額とする。			
520			6)	薬品調達管理業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
520					① 事業者は薬品の品質管理を行うとともに、薬品貯蔵量を確認して調達必要量を本市に報告すること。			
521					② 事業者は調達業務を実施する。なお、薬品費は、使用量に応じて精算する。			
522					③ 注入に供する次亜塩素酸ナトリウムは、日本水道協会(JWWA)規格、または「水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条十六」を満足したものと、品質は、日本水道協会規格(JWWA K120)に定める「特級」とし、事前に本市と協議のうえ調達及び使用すること。			
523					④ 薬品使用量については削減に努めること。			
524					⑤ 調達する次亜塩素酸ナトリウムと調達後の貯蔵槽内の次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度を測定し、液位とともに本市へ報告すること。			
525			7)	燃料調達管理業務	イ) 本業務の実施にあたっての留意事項			
525					① 本事業で必要となる衛生用水道及び作業用水は本市から無償で供給する。			

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
526					② 事業者は、運転管理を良好に行うため、安定した各種燃料を適正に管理し、調達必要量を本市に報告すること。			
527					③ 事業者は調達業務を実施する。なお、燃料費は、使用量に応じて精算する。			
528			8)	植栽管理及び清掃業務	ア) 植栽管理業務 (1) 本業務の内容 本業務は、場外施設における植栽管理業務である。事業者は草刈、剪定を行い、発生した草、葉等を処分すること。			
529					(2) 本業務の実施にあたっての留意事項 ① 植栽管理範囲は、別紙13に示す本市が指示する範囲とするほか、運転維持管理する上で必要な範囲とする。			
530					② 事業者は、施設的美観を維持するために適時作業を行い、特に機械警備の赤外線センサーが誤作動しないように草刈りや防草シートを敷く等の作業を実施すること。なお、別紙13に示す施設の全体的な草刈りについては年間3回の業務の実施を想定しているが、業務量が増える場合は、本市と協議する。			
531					③ 農薬等の使用 除草剤は使用しないこと。なお、殺虫剤を使用する場合は、本市と事前に協議すること。			
532				イ) 清掃業務	(1) 本業務の内容 本業務は、場外施設における清掃業務であり、飲料水を扱う施設として相応しい衛生や美観を保つことを目的とし、以下の業務を行うこと。 ① 場外施設内の施設及び周辺の清掃。 ② 場外施設内の落葉や雑物の回収及び処分。			
533					(2) 本業務の実施にあたっての留意事項 ① 施設周辺については、フェンスに絡むつる草、草等も除去清掃すること。 ② 台風通過後や積雪後等においても、適切な運転維持管理を可能とするための清掃や雪かき等による動線の確保等を実施すること。 ③ 廃棄物の保管及び処分を行うこと。			
534			9)	保安業務	ア) 本業務の内容 本業務は、場外施設における保安業務であり、構内に第三者が立ち入り浄水施設等に危害が加えられないよう出入り口の施錠、入退場管理、ITVカメラによる監視、本市が契約する警備保障会社及び本市職員との連絡調整を行うこと。			
535					イ) 本業務の実施にあたっての留意事項 ① 運転維持管理期間中の業務実施計画書を作成し、本市に提出すること。また、計画に変更が必要となった場合には、本市に書面で提出すること。 ② 業務実施計画書に従い、場外施設の安全を確保すること。 ③ 機械警備の設置及び警備保障会社との契約は本市が行う。			
536			10)	災害、事故及び緊急時対応業務	ア) 本業務の内容 (1) 危機管理に係る水準 地震、風水害、事故等危機管理事象が発生した際には、事業者は「小田原市地域防災計画」及びこれに関する手順書などに基づき、本市と連携し、これに必要な体制の整備及び事前の対策を講じること。また、事業者は、非常時には、利用者への影響を最小限に食い止められるよう、最善の対応をしなければならない。			
537					(2) 主な業務 ① 連絡調整 ② 緊急参集 ③ 初動対応 ④ 施設巡視 ⑤ 被害状況調査及び報告 ⑥ 応急復旧に係る業務 ⑦ 応急給水の支援に係る業務 ⑧ 運転及び配水の再開に係る業務 ⑨ 本市防災訓練への参加			
538					イ) 本業務の実施にあたっての留意事項 ① 非常時対応のため危機管理マニュアルを作成し、本市に提出すること。			
539					② 危機管理マニュアルは、訓練や実際の緊急時の対応状況を踏まえて適宜改訂を行い、改訂版として本市に提出すること。			
540					③ 危機管理マニュアルにより、災害及び事故等の緊急時の対応内容を明確にすること。			
541					④ 災害及び事故等により故障が発生した場合でも部分的な機能停止となるよう、緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること。また、故障等により浄水及び排水処理施設の一部に機能停止が発生した場合においても、早急に復旧できる体制を確保すること。			
542					⑤ 災害及び事故等の緊急時には、危機管理マニュアルに従い対応すること。なお、対応後は報告書を作成し、本市に報告すること。			
543					⑥ 連絡調整業務となる第1期の小峰配水系統、第1期と第2期の片浦配水系統については、災害、事故及び緊急時における施設状況や第三者からの通報等を速やかに本市へ報告し、復旧時にも本市と緊密に連携し、連絡調整すること。			
544					⑦ 事業者は、別紙14に示す本市が想定する初動対応・施設巡視段階の組織体制表に基づき、体制を整備すること。			

■高田浄水場再整備事業 要求水準適合チェックリスト

No.	章	節	項	目	内容	確認欄	記載箇所等	備考
545		3.5 事業終了時の引継ぎ業務	2) 本業務の実施にあたっての留意事項		(ア) 施設の引渡し 事業者は事業期間終了時に「1.54)カ)本事業期間終了時における本施設の状態」に示す状態にて、本市に施設を引渡すこと。施設の性能確認の方法は事業者が計画し、本市の承諾を得ること。 これらの施設が上記の期間内に要求水準書に示された性能を下回った場合(ただし、本市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、事業者は自らの費用負担にて修繕(膜モジュールにあっては交換)を行うこと。			
546					(イ) 運転維持管理マニュアルの作成及び指導 対象施設の運転維持管理マニュアルを提出すること。また、事業終了前の適切な時期に、本マニュアルを基に後継事業者に対して運転維持管理業務の適切な引継ぎを行うこと。			
547					(ウ) 各種マニュアルの著作権の帰属 後継事業者に対して引継ぎを実施した時点で、事業者が作成したマニュアルの著作権は本市に帰属するものとする。			
548					(エ) 後継事業者決定の諸手続きにおける資料の提供 後継事業者決定の諸手続きにおいて必要となる資料(運転記録、修繕履歴等)の提供について本市に協力すること。			